

平成 31 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 檢 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 31(2019) 年 6 月
四日市看護医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II. 沿革と現況 ······	8
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······	10
基準1 使命・目的等 ······	10
基準2 学生 ······	20
基準3 教育課程 ······	41
基準4 教員・職員 ······	55
基準5 経営・管理と財務 ······	65
基準6 内部質保証 ······	78
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 ······	84
基準A 地域社会への貢献 ······	84
四日市市との公私協力体制の整備 ······	84
看護職人材育成・生涯学習の拠点 ······	86
人的資源の提供 ······	87
V. 特記事項 ······	93
VI. 法令等遵守状況一覧 ······	94
VII. エビデンス集一覧 ······	103
エビデンス集（データ編）一覧 ······	103
エビデンス集（資料編）一覧 ······	104

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 四日市看護医療大学の建学の精神

四日市看護医療大学の建学の精神 「人間たれ」

四日市看護医療大学は、学校法人暁学園の一員として、学園綱領である「人間たれ」の精神のもと、平成 19（2007）年 4 月に開学した。

本学の設置母体である暁学園は、第二次世界大戦終結直後、宗村佐信初代理事長が「民主的平和国家としての日本の再建は先ず教育の振興が急務である」との強い信念のもと、『・・・真ナル意味ニ於ケル民主主義ノ理解徹底並ニ文化国家日本ノ新生ハ現下ノ日本国民ノ教育水準ノ一段ノ向上ガ絶対ノ要件デアリ、就中女性ノ豊ナル教養ニ俟ツベキモノ多シ、別ケテモ過去ノ封建的残滓ヲ払拭シ民主的平和国家建設ノ為ニハ女性ノ社会的地位ヲ向上セシムルヲ要シ、之ガ地位向上ヲ実現センガタメニ女性ノ教育ヲ振興シテ教養ノ水準ヲ一段ト向上セシメザルベカラズ。・・・今、三重県下ヲ顧ルトキ未ダ一個ノ女子専門教育機関存セズ』（昭和 21（1946）年 3 月 20 日 暁学園設立の趣意書より抜粋）との思いから、当時の四日市市長吉田勝太郎氏らと計らい、昭和 21（1946）年財団法人暁学園として、暁女子専門学校（のちに暁学園短期大学へ改組、さらに四日市大学短期大学部へ校名変更）及び暁幼稚園を設立したことに始まる。

戦後の新しい教育体制に基づき、昭和 23（1948）年に暁小学校、暁中学校を、翌 24（1949）年には暁高等学校（全日制・定時制）を設立し、昭和 25（1950）年には短期大学制度の発足にともない、それまでの暁女子専門学校を暁学園短期大学に改組し、創設数年にして総合学園の基盤を確立した。さらに、昭和 63（1988）年には「この地に高等教育機関を」との地域社会の強い要望の中、四日市市の要請を受け、公私協力型大学の先駆け的存在として四日市大学を開学し、ここに幼稚園から大学までを擁する総合学園としての一貫教育体制を構築することとなった。平成 19（2007）年には同じく四日市市の要請のもと、産業都市四日市の地域特性を見据えた、「産業看護を通して地域への貢献」を目指して、四日市看護医療大学を開学し、平成 23（2011）年には同大学院看護学研究科も開設した。

建学の精神である「人間たれ」は、暁学園が幼稚園から小学校、中学校、高等学校、短期大学までの校種を設立し、総合学園としての体制をようやく整えた昭和 25（1950）年に設置された「学園綱領制作委員会（委員長 五嶋孝吉暁学園短期大学初代学長）により検討され、学園創立者宗村佐信のもと学園綱領として決定されたものである。これについて、制定当時の五嶋孝吉学長は次のように述べている。

「『人間たれ』という我が暁学園の綱領は、世の移り変わりがどのように激しくても、人間教育のアルファーであり、オメガであるものとわたしは確信している。その意味するところは、広く深いが、『愛は最高なり』ということと相通するものである。抜群の才能

を持ち、正義の人であっても愛がなかったら、すべては空しいことである。どのように科学が発達しても、また秩序整然たる社会が作られても、愛がなかったら空虚で不気味であろう。勝者の権力も敗者の愛情に遠く及ばない。私達は『人間たれ』の建学の精神を中核とした学園生活を送り、心豊かな人間像に一步でも近づくよう精進したい。」
このように「人間たれ」とは「愛」ある心豊かな人間の形成を目指すものであり、人を愛し、学問を愛し、美を愛する人間を育てるということである。本学も暁学園の一員として、学園綱領「人間たれ」を建学の精神とするものである。

2. 四日市看護医療大学の基本理念

四日市看護医療大学の基本理念

「人間重視を根幹とした教育研究の実践」

「高度な知識・技術の教授と研究」

「地域社会への積極的な貢献」

本学は、かねてより 4 年制看護系大学の設置を熱望してきた四日市市と長年にわたり地元で私学教育に携わってきた曉学園（昭和 21（1946）年設立）との公私協力方式により設置された。四日市看護医療大学の基本的な教育研究理念は、四日市市との周到な開学準備の中で形成されたものであり、「四日市看護医療大学設置認可申請書」（平成 18（2006）年 4 月）の「大学の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由」の中に「教育研究上の理念、目的」として示されている。それは、次の通りである。

人間重視を根幹とした教育研究の実践

看護学は、人間を対象とした学問領域であることから、人間愛、倫理観に基づく「人間重視」の考え方を常に基本とし、人間の本質を問い合わせ、一人の人間から社会全体までを対象に、安全で快適な暮らしを創造できる保健師・助産師・看護師を育成する。

高度な知識・技術の教授と研究

人間への理解、尊重そして洞察力に加え、確かな看護知識・技術を持ち、保健・医療・福祉現場での状況に応じた判断能力、管理能力と、他の保健医療専門職とのチームワーク、コーディネート能力を有する保健師・助産師・看護師を育成する。

地域社会への積極的な貢献

本学が公私協力方式により設立されることを踏まえ、時代の要請に柔軟に対応しながら市民からの負託に応えるべく積極的に地域貢献を行い、地域社会に対し質の高い教育と研究の成果を提供する。産業都市である四日市市への貢献として、産業看護の教育にも力点をおく。

看護とは、保健師・助産師・看護師が患者／クライアントと接しながらそのニーズを満たす行為であり、保健師・助産師・看護師が対象者とどのような人間関係を形成するかによって、看護の質が左右されるという特徴を有する。看護は、ヒューマンケア、すなわち人権の尊重を基盤にした健康生活の支援であり、実施に際しては、正確な知識・技術と豊かな人間性に基づく行為が求められる。したがって、学生が看護を実際に体験する中で、患者／クライアントと直接対峙し、援助的な人間関係の形成について学ぶことが重要であり、その人間関係を基盤にして看護の諸目的を遂行する方法を体得する必要がある。保健師・助産師・看護師には、ヒューマンケアの担い手としての実践能力や

倫理的判断力を高め、さらに心のケア、スピリチュアルケア、精神的看護の要素も求められている。そのため、社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには産業都市である当地域の特性に鑑み、産業看護の充実という地域社会への積極的な貢献を教育研究の基本理念としている。3つの基本理念は、四日市看護医療大学の目指すべき大学像を開学当初に示したものであり、今後もこの基本理念を堅持していくものである。

3. 四日市看護医療大学の使命・目的

四日市看護医療大学の使命・目的

教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする。

四日市看護医療大学大学院の使命・目的

看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

四日市看護医療大学は、地域における看護人材の安定的な確保とその資質向上、地域社会の要請に応えられる確かな専門性と豊かな人間性を兼ね備えた資質の高い保健師・助産師・看護師を養成するとともに、充実した生涯学習機能を有する大学としての役割を果たすことを目的として、学校法人暁学園と四日市市、市立四日市病院の公私協力方式により設置された。

したがって、建学の精神及び大学の基本理念を基盤としながら、大学においては「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする」(四日市看護医療大学学則第1条)と定めている。

また、大学院においては「四日市看護医療大学大学院は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする」(大学院学則第1条)と定めている。

大学において養成を目指す人材として以下の7つの人材像を掲げ、教育目標としている。

- ・人間性を尊重した対人関係形成能力を備えた人材
- ・医療技術者間における調整・指導のための基礎的能力を備えた人材
- ・人権を尊重し、患者／クライアントの権利を擁護する人材
- ・安全で的確な実践力を有する人材
- ・的確な判断と問題解決能力を備えた人材
- ・課題探求・自己研鑽能力を備えた人材
- ・産業看護の知識・技術を持った人材

また、大学院において養成を目指す人材として以下の5つの人材像を掲げ、教育目標としている。

- ・広い視野と柔軟な思考力・想像力をもち、看護科学の開拓と進展に貢献できる看護教育・研究能力を有する人材
- ・進行する少子・高齢社会に対応して、保健・医療・福祉システムを創造的に構築できる企画・調整・統括的能力を有する人材
- ・急激に変化する経済・社会の動向に対応し、活力ある地域社会創造のためにリーダーシップを発揮でき、対象者のみならず家族や地域の健康促進に貢献できる人材
- ・人々の生活改善に直結する質の高い看護を提供するために、高邁な倫理観を持ち、高度な専門知識・技術を有する看護実践者
- ・産業構造の急激な変化に伴い、社会的に必要が高まっている産業看護の専門的知識を有する人材

4. 四日市看護医療大学の個性・特色

四日市看護医療大学の個性・特色

「地域社会への貢献」

四日市市との公私協力方式により設置された大学であるという性格から「地域の生涯学習機会の拠点」及び「社会貢献機能」という2つの機能にも大きな比重を置き、大学の個性・特色の一つとしている。本学の設置にあたっては、特に大学の地域開放を推進し、充実した生涯学習機能を有する大学としての役割を果たすことが期待された。地域社会からの大学利用の要望として、共同研究、施設の利用、公開講座、講演会、出張講義、看護職への継続教育、一般の労働者、中小企業の経営者に対する健康教育等の開催などが挙げられるが、本学はこのような需要に対応しつつ、地域に開かれた大学として生涯学習の拠点の役割を担っており、多くのメニューを用意して「人の集まる大学」として機能している。さらに、三重県内外の他の大学や研究機関、医療機関、自治体、NPO、企業、高等学校、地域住民に至る幅広い人々と連携・協働し、共同研究や情報の提供、生涯学習の機会と場の提供を行い、看護・医療技術、健康意識の高揚等のため積極的に地域社会への貢献活動に取り組むことにより、本学の社会的使命を果たしている。

また、本学の位置する四日市市及びその周辺地域は、中京工業地帯の中にあって、国際貿易港である四日市港を中心に、臨海部の石油化学工業、内陸部での電子機器・自動車等、製造業が盛んな産業集積地であり、働く人々の健康の保持増進への支援を行う「産業看護」の学術研究の拠点となる大学としても期待された。高齢化の進展や生活習慣病、メンタルヘルス不調者の増加は、活力の低下をきたし、生産性も落としてしまうことが考えられるが、働く人々の心身の健康づくりへの支援を通して生理的年齢を下げ、労働能力の維持、増進を図ることも目的の一つとしていることから、産業都市である四日市市の発展に大きく貢献でき、地域のニーズに対応した大学としての役割を果たせるものである。本学は、地域密着型の大学を目指しており、その学術研究の成果を三重県、四日市市をはじめとする地域社会へ積極的に還元するため本学の附置研究機関である地域研究機構の3つの部門の1つとして「産業看護研究センター」を設け、地域社会における産業看護のシンクタンク的な機能を果たしているところである。

これら社会貢献や地域貢献という使命感の中、本学の高い公務員就職率がその特色を表している。

さらに、令和2（2020）年4月には、新たに医療技術系の「臨床検査学科」の新設を進めており、看護の単科大学から看護医療大学の名にふさわしい大学へ進化しようとしているところである。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

四日市看護医療大学の設置母体である学校法人暁学園は、昭和 21（1946）年、当地の実業家であった宗村佐信によって創立され、爾来 65 年間にわたり「人間たれ」の学園綱領（建学の精神）のもと聰明で心豊かな人材の養成に努力を重ねてきた。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・大学院を擁する三重県下唯一の総合学園として、この地における私学教育の一翼を担い、地域社会に貢献している。

本学は、平成 19（2007）年に四日市市の強力なバックアップ（約 10 億円の設置助成）のもと公私協力型大学であることを特色とし、看護学部のみの単科大学としてスタートした。その後、平成 23（2011）年には大学院看護学研究科を開設し、教育研究活動の高度化を図っている。

なお、本学を後継校として位置付けている四日市市立四日市高等看護学院は、昭和 17（1942）年に開設された四日市市立四日市病院附属看護婦養成所を前身とし、昭和 46（1971）年に開学した。地元四日市市を中心とした三重県内の医療機関などに 1,337 人の卒業生を送り出し、公立の看護師養成機関として一定の役割を果たしてきたが、本学の開学を受けて平成 21（2009）年 3 月に閉校し、38 年間の歴史に幕を下ろした。

開設以降順調な運営を続けており、平成 31（2019）年 3 月には、文部科学省へ令和 2（2020）年 4 月開設に向けた新学科（臨床検査学科）の設置認可申請を行った。

四日市看護医療大学沿革

昭和 21（1946）年 3 月	財団法人暁学園（現在の学校法人暁学園）設立認可
平成 18（2006）年 4 月	四日市看護医療大学設置認可申請
平成 18（2006）年 11 月	四日市看護医療大学設置認可
平成 19（2007）年 4 月	四日市看護医療大学開学 看護学部看護学科開設 第 1 回入学式挙行 産業看護研究センター開所
平成 20（2008）年 3 月	米国カリフォルニア州立大学ロングビーチ校との間に学術交流協定締結
平成 22（2010）年 5 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置認可申請
10 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置認可
平成 23（2011）年 3 月	第 1 回学位記授与式挙行
4 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）開設 大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）第 1 回入学式挙行
平成 24（2012）年 4 月	看護学科入学定員を 95 人から 100 人へ変更
平成 25（2013）年 3 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程） 第 1 回学位記授与式挙行
平成 26（2014）年 4 月	四日市地域研究機構を四日市看護医療大学地域研究機構に改組
平成 27（2015）年 4 月	学生支援センターを教育推進・学生支援センターに改組、IR 課設置
平成 28（2016）年 4 月	サロン MIE 開設
平成 31（2019）年 3 月	文部科学省へ新学科（臨床検査学科）設置認可申請

2. 本学の現況

- ・大学名 四日市看護医療大学
- ・所在地 三重県四日市市萱生町 1200 番地
- ・学部構成 看護学部看護学科
大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）

・学生数、教員数、職員数

学生数

(単位：人)

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数					
					1年	2年	3年	4年	合計
看護	看護	100	400	男	7	7	12	11	37
				女	103	108	99	111	421
				合計	110	115	111	122	458
研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数					
看護学	看護学	10	20		1年	2年	合計		
				男	0	1	1		
				女	1	6	7		
				合計	1	7	8		

教員・助手数

(単位：人)

学部	学科	専任教員・助手						兼任教員	合計	
			教授	准教授	講師	助教	助手			
看護	看護	男	5	2	1	0	1	9	48	57
		女	8	8	5	7	3	31	18	49
		合計	13	10	6	7	4	40	66	106
研究科	専攻	専任教員						兼任教員	合計	
看護学	看護学		教授	准教授	講師	助教	助手			
		男	4	2	0	0	0	6	0	6
		女	8	7	0	0	0	15	2	17
		合計	12	9	0	0	0	21	2	23

職員数

(単位：人)

	専任教員		パート	合計
	正職員	嘱託職員		
男	11	0	0	11
女	7	4	10	21
合計	18	4	10	32

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

四日市看護医療大学の使命・目的及び教育目的は、設置母体である学校法人曉学園が掲げる「曉学園綱領（建学の精神）」及び四日市看護医療大学が開学当初に示した大学構想に基づく「大学の基本理念」を踏まえて、「四日市看護医療大学学則」では、その第1条（目的）に「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする」と具体的かつ明確に定められている。

大学院においても、「四日市看護医療大学大学院学則」の第1条（目的）に「四日市看護医療大学大学院は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする」と定められており、こちらも具体的かつ明確になっている。

1-1-② 簡潔な文章化

四日市看護医療大学の使命・目的は、「四日市看護医療大学学則」、「四日市看護医療大学大学院学則」、「四日市看護医療大学学生便覧」、「四日市看護医療大学大学院学生便覧」、「四日市看護医療大学大学案内」、「四日市看護医療大学大学院案内」、「四日市看護医療大学ホームページ」などに簡潔かつ明確に文章化されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

四日市市との公私協力方式により誕生した本学の最も大きな個性・特色は、「地域社会への貢献」である。

看護学は人間を対象とした学問領域であることから、心の豊かさ、人としてのやさしさを持ち、深い人間理解と倫理観をもった人材の養成が要求されている。また、保健・医療・福祉の高度化と技術の急速な発展に対応し、良質な看護サービスを提供していくためには、確かな看護知識・技術並びにエビデンスを生み出す研究能力、自己を成長させていく自己啓発能力をもち、科学的思考と問題提起及び解決能力を備えた人材が必要

とされている。さらに、公私協力方式で設立されている本学は、地域社会に貢献しうる実践力を備えた人材の育成が求められており、四日市市を中心とした地域社会のニーズに応えるための知識・技術が必要とされる。

そのため、本学では使命・目的を達成するため、養成を目指す人材像として大学では7項目、大学院では5項目を具体的に掲げ、教育目的としている。

養成を目指す人材

〈学部〉

- ・人間性を尊重した対人関係形成能力を備えた人材
- ・医療技術者間における調整・指導のための基礎的能力を備えた人材
- ・人権を尊重し、患者／クライアントの権利を擁護する人材
- ・安全で的確な実践力を有する人材
- ・的確な判断と問題解決能力を備えた人材
- ・課題探求・自己研鑽能力を備えた人材
- ・産業看護の知識・技術を持った人材

〈大学院〉

- 「生命の尊厳と深い人間理解への指向」「社会性への指向」「多様性への指向」
- ・広い視野と柔軟な思考力・想像力をもち、看護科学の開拓と進展に貢献できる看護教育・研究能力を有する人材
 - ・進行する少子・高齢社会に対応して、保健・医療・福祉システムを創造的に構築できる企画・調整・統括的能力を有する人材
 - ・急激に変化する経済・社会の動向に対応し、活力ある地域社会創造のためにリーダーシップを発揮でき、対象者のみならず家族や地域の健康促進に貢献できる人材
 - ・人々の生活改善に直結する質の高い看護を提供するために、高邁な倫理観を持ち、高度な専門知識・技術を有する看護実践者
 - ・産業構造の急激な変化に伴い、社会的に必要が高まっている産業看護の専門的知識を有する人材

「四日市看護医療大学学則」の第1条では、「地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成すること」と示され、「四日市看護医療大学大学院学則」第1条では「地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与すること」としているように、いずれも「地域社会への貢献」を個性・特色とする大学であることが明示されている。

なお、本学では、開学以来「看る、護る、そしてつながる」をキャッチフレーズとして用いているが、これは本学の人材養成の目標を端的に表現した言葉である。「安全で的確な実践力を有する人材」「的確な判断と問題解決能力を備えた人材」が「看る、護る」すなわち「看護」の基本であり、「人間性を尊重した対人関係形成能力を備えた人材」「人権を尊重し、患者／クライアントの権利を擁護する人材」では「ひととのつながり」を、「医療技術者間における調整・指導のための基礎的能力を備えた人材」「産業看護の知識・技術を持った人材」では「社会とのつながり」を、「課題探求・自己研鑽能力を

備えた人材」では「未来とのつながり」を、それぞれ得られる人材の養成を目指している。

1-1-④ 変化への対応

大学の使命・目的及び教育目的は社会情勢等に対応し、必要に応じて見直しを行っていくべきものと認識している。これまで大学の使命・目的、教育目的そのものの変更は無いが、特に開学当初に「産業看護」という視点に重点が置かれていたところ、その視点は残しつつも、同じく開学当初から重点を置いている「地域貢献」という視点に一層の意識を高めているところである。

◇エビデンス集 資料編

- 【資料 1-1-1】四日市看護医療大学学則（【資料 F-3】と同じ）
- 【資料 1-1-2】四日市看護医療大学大学院学則（【資料 F-3】と同じ）
- 【資料 1-1-3】四日市看護医療大学学生便覧（【資料 F-5】と同じ）
- 【資料 1-1-4】四日市看護医療大学大学院学生便覧（【資料 F-5】と同じ）
- 【資料 1-1-5】四日市看護医療大学大学案内（【資料 F-2】と同じ）
- 【資料 1-1-6】四日市看護医療大学大学院案内（【資料 F-2】と同じ）
- 【資料 1-1-7】四日市看護医療大学ホームページ（教育目的等抜粋）

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は、曉学園綱領（建学の精神）「人間たれ」と本学の基本理念である「人間重視を根幹とした教育研究の実践」「高度な知識・技術の教授と研究」「地域社会への積極的な貢献」から導かれたものである。

今後、教職員、学生、保護者、受験生などの間に一層浸透されるよう、建学の精神や基本理念とともに、従来以上に具体性と明確性に留意しつつ、大学公式ホームページを始め、大学案内等の印刷物のほか、入学式・学位記授与式等の式典やオープンキャンパス、FD (Faculty Development)・SD (Staff Development) 活動、教育後援会、公開講座などのあらゆる機会を通じて、その内容を伝え意識の向上を図っていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

大学の使命・目的及び教育目的は、「四日市看護医療大学設置認可申請書」に記載されたものである。同申請書の作成にあたっては、理事・評議員でもあった初代学長と現在の理事長・学長が中心となり設置構想をまとめた。大学の使命・目的や教育目的についても関与・参画の上、策定されたものである。これらは大学設置認可申請前に評議員会及び理事会に諮られ、当時の理事長以下全役員の理解と支持を得た上で文部科学省へ提出されている。教職員については、FD や SD の取り組みの中で大学の使命・目的及び教育目的を理解するよう努めており、支持されているものである。大学院についても「四日市看護医療大学大学院設置認可申請書」に記載されたものであり、大学と同様の手続を経て、役員と教職員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的は、毎日必ず目にする学内常設の電子掲示板で周知しているほか、「四日市看護医療大学学則」、「四日市看護医療大学大学院学則」、「四日市看護医療大学学生便覧」、「四日市看護医療大学大学院学生便覧」、「四日市看護医療大学大学案内」、「四日市看護医療大学ホームページ」などに明示されており、教職員だけではなく、学生、保護者、受験生、その他の関係機関にも理解されるよう努めている。特に学生に対しては、「学生便覧」の冒頭に建学の精神（学園綱領）、基本理念、使命・目的、教育理念を示し、入学時のオリエンテーションをはじめ、通常の学生生活の中においても、使命・目的や教育目的についていつも触れる機会を設け、その周知を図っている。

一方、保護者に対しては、教育後援会役員会並びに保護者懇談会時に学長から詳しく説明するなど周知を図っている。大学院の使命・目的及び教育目的についても、大学と同様に「四日市看護医療大学大学院学則」、「四日市看護医療大学大学院学生便覧」、「四日市看護医療大学大学院案内」、「四日市看護医療大学ホームページ」などで明示している。

また、本学は四日市市との公私協力方式で設置されていることから、会議等を通じて四日市市に対しても本学の教育の使命や目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーなどを説明し、理解を深めていただいている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は、平成 19（2007）年の開学後、大学の完成と大学院の開設・完成を中長期的な目標として計画的に運営されてきた。平成 23（2011）年 3 月には看護学部看護学科が初めての卒業生を送り出し、翌 4 月には大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）が開設された。この間の活動は、「四日市看護医療大学設置認可申請書」及び「四日市看護医療大学大学院設置認可申請書」を誠実に履行することにより、これらの設置認可申請書に示された使命・目的及び教育目的を反映させたものとなっている。

現在、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度の暁学園第 7 次中期経営計画に示された 5 つの戦略強化プラン（I. 教育力強化、II. ネットワーク強化、III. 募集戦略強化、IV. 教育環境強化、V. 経営基盤強化）も当然、使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の掲げる 3 つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも大学の使命・目的及び教育目標は反映されている。

ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシーについて学部では、「本学の教育理念を踏まえ、教育課程を修了し、卒業認定を受けるのは、以下の知識・技術・態度を備えている学生である。」として 6 点を、大学院では、「本大学院修士課程に 2 年以上在籍し、各専攻領域で定められた教育プログラム（共通科目および専門科目を合わせて 30 単位以上）を履修、修得することが必要である。所定の単位を取得し、学際的で深い科学的知識と高い研究能力・実践能力を有する者に修士（看護学）の学位を授与する。そのためには、以下の学修成果をあげることが求められる。」として 4 点を明示し、学位授与に関する方針としている。

〈学部〉

本学の教育理念を踏まえ、教育課程を修了し、卒業認定を受けるのは、以下の知識・技術・態度を備えている学生である。

1. 看護の専門性と責務を自覚するとともに、地域に住むあらゆる健康レベルの人々に専門的知識と技術に基づき看護を実践できる。
2. 人間として自己の成長に努め、社会人として広い見識と高い倫理観を持ち、看護の対象となる人々に愛情豊かに共感をもって接することができる。
3. 人間の健康を環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から看護援助できる。
4. 國際的視野で看護を考え、ヘルスケアシステムにおける看護の専門性を理解し、保健・医療・福祉の専門職と連携し、地域社会に貢献できる。
5. 将来に向け看護を主体的に学び、看護の専門職としてのキャリアを伸ばせる能力を持つことができる。

〈大学院〉

本大学院修士課程に 2 年以上在籍し、各専攻領域で定められた教育プログラム（共通科目および専門科目を合わせて 30 単位以上）を履修、修得することが必要である。所定の単位を取得し、学際的で深い科学的知識と高い研究能力・実践能力を有する者に修士（看護学）の学位を授与する。そのためには、以下の学修成果をあげることが求められる。

1. 修士論文コースの修了者は、各専攻領域における修士論文の作成を通して、体系的な研究方法を体得する。
2. 専門看護師（CNS）コースの修了者は、高度な専門医療の実践の基盤となる、状況に応じた看護実践能力を体得する。
3. 自ら積極的に課題を探求し、主体的に解決しようとする能力、専門的職業人としての研究的視点を持ち、看護に対する科学的探究心を体得する。
4. 健康に対する社会的ニーズを認識し、保健・医療・福祉チームの一員として、国内外で広く社会に貢献する能力を体得する。

カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシーにおいても建学の精神や大学の基本理念を踏まえた上で、「四日市看護医療大学学則」第1条や「四日市看護医療大学大学院学則」第1条に記された大学・大学院の使命・目的が果たせるようなカリキュラムの構成方法について言及している。

〈学部〉

- 1.大学の理念、学部の教育理念、教育目標、学年別到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させたマトリクス型のカリキュラムである。
- 2.人の支援に関わる専門職の育成という視点から、教養教育を充実させるとともに、高い倫理性をもったヒューマンケアのできる看護実践力を育てるカリキュラムである。
- 3.設立の趣旨、大学の立地地域の特性をふまえ、地域社会の生活者の視点から、あらゆる場における人々の健康支援を視野に入れたカリキュラムである。
- 4.人の発達と生活を軸にライフサイクル・ライフプロセスに沿って、人々の健康課題の解決に向けて看護実践できる能力を育成するカリキュラムである。
- 5.健康の概念として、社会・心理・医療モデルを取り入れたカリキュラムである。

〈大学院〉

本研究科では、各専門分野の高度な看護実践者、看護学教育者、看護学研究者を育成するために修士論文コースと専門看護師（CNS）コースを置く。

カリキュラムは広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成する「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」からなり、次のように教育課程を編成している。

1. 共通科目は個々の学生の必要性に合わせて、修士論文コースと専門看護師（CNS）コースのどちらの学生でも履修できるように配置している。
2. 専門科目は「看護学基盤分野」「産業看護学分野」「看護学実践分野」の三分野から構成する。
3. 修士論文作成のための専門科目として特別研究Ⅰと特別研究Ⅱと特別研究Ⅲ、課題研究論文作成のための専門科目として、課題研究Ⅰと課題研究Ⅱがある。実施にあたっては研究計画発表会などにより研究プロセスを段階的に学んでいくことができるよう、全学的な指導体制をとっている。
4. 専門看護師（CNS）コースでは、急性看護学領域におけるケアとキュアを融合した看護実践力、保健・医療・福祉チーム内の調整力などの育成をめざし、一般社団法人日本看護系大学協議会で認定された専門看護師（CNS）教育を展開している。

アドミッション・ポリシー

アドミッションポリシーにおいても、建学の精神と大学の基本理念を踏まえながら、「四日市看護医療大学学則」第1条や「四日市看護医療大学大学院学則」第1条に記された大学・大学院の使命・目的が果たせるような入学者の受け入れ方針を明示している。

〈学部〉

本学は、四日市市、市立四日市病院と暁学園との公私協力方式により設立された大学であり、設置母体である暁学園の綱領「人間たれ」を教育研究活動の根幹とし、豊かな人間性と高度な専門性を備えた看護師・保健師・助産師を育てることを建学の精神としています。

そのため、本学では社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには大学設立の趣旨や当地域の特性をふまえ、地域社会のあらゆる場における人々への支援を実践し、地域社会への積極的な貢献を教育研究の理念、目的としています。

したがって、本学では、特に地域貢献に高い関心を持つ入学者を受け入れること、また基礎的な知識及び技能に加え、豊かな人間性や明確な目的意識を持った入学者の受け入れを基本方針としています。

○本学の求める学生像

1. 高等学校までの基礎的な知識・技能を有する者
2. 愛情をもって人と接し、自己の成長に努められる意欲がある者
3. 物事を探求し、主体的に取り組む意欲がある者
4. 何事に対しても自ら考え、判断し、表現する能力を有する者
5. 看護の実践力を身につけ、**地域社会に貢献できる意欲がある者**

〈大学院〉

四日市看護医療大学大学院看護学研究科は、専門性の高い看護学の修得を志向し、主体的に学修できる意欲のある次のような入学者を求めてています。

1. 看護学専攻の教育を受けるための基礎的な知識や技術を有する者
2. 高度専門職業人または教育研究者として、看護学や看護実践の発展の貢献する意欲を有する者
3. 看護学や看護実践に対する高い追究心を持ち、主体的な勉学および自己啓発に積極的である者

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織の構成は、以下の通りとなっている。

・学部

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、看護学部に入学定員を 100 人とする看護学科を設けている。機能的かつ効果的な教育が期待できる適切な数の教員を確保して教育研究活動を展開しており、地域の活力向上に資する保健師・助産師・看護師の養成を行っている。

・大学院

大学院看護学研究科（入学定員 10 人）は、使命・目的及び教育目的に基づき修士論文コースに「看護学基盤分野」、「産業看護学分野」、「看護学実践分野」の 3 分野を設けている。「看護学実践分野」には、地域からの強い要請により専門看護師（CNS : Certified Nurse Specialist）養成のため専門看護師（CNS）コースを設け、「急性・重症患者専門看護師」の養成を行っている。修士論文コースでは看護教育・研究能力を有する人材を、専門看護師（CNS）コースでは高度な専門知識・技術を有する看護実践者をそれぞれ養成している。

・地域研究機構

平成 26（2014）年に学校法人暁学園より移管された「地域研究機構」では、「地域研究センター」「産業看護研究センター」「看護研究交流センター」の 3 つの部門それぞれが人的資源の提供や生涯学習機会の提供を図り、地域貢献の推進に努めている。

上記 3 つの教育研究組織では、専任教員が兼任することで整合性が図られ、本学の使命・目的及び教育目的達成のために有機的に機能している。

◇エビデンス集 資料編

【資料 1-2-1】四日市看護医療大学学則（【資料 F-3】と同じ）

【資料 1-2-2】四日市看護医療大学大学院学則（【資料 F-3】と同じ）

【資料 1-2-3】四日市看護医療大学学生便覧（【資料 F-5】と同じ）

【資料 1-2-4】四日市看護医療大学大学院学生便覧（【資料 F-5】と同じ）

【資料 1-2-5】地域研究機構設置規程

（3）1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学最大の個性・特色である「地域社会への貢献」は、すでに使命・目的及び教育目的に明示されているが、教職員はもとより、学生、地域の関係者の認識が高められるよう一層努力する。大学及び大学院の使命・目的や教育目的については、役員には理事会・評議員会等を通じて、教職員には FD や SD などの機会を通じて一層の浸透を図っていく。

学内外への周知については、四日市看護医療大学ホームページや大学案内等の印刷物

のほか、オープンキャンパス等のイベントを通じて広く情報を開示し、情報の提供に努めていく。特に地域社会に対しては、公開講座等を通じて、更なる充実を図りたい。そして、在学生については、入学式やオリエンテーション以外の通常の学生生活の中においても、使命・目的や教育目的について触れる機会を増やしていく。

教育研究組織については、本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、教育研究の継続性を維持するとともに、質の向上に一層努力していく。教職員の採用を行う場合には、今後も本学の使命・目的及び教育目的を理解し、理解する優秀な教員の確保を進める。

[基準1の自己評価]

大学の使命・目的及び教育目的は、それらの基盤となる建学の精神や基本理念とともに入学式や卒業式等の行事において常に理事長（学長兼任）から伝えられているほか、「四日市看護医療大学大学案内」や「四日市看護医療大学学生便覧」などの印刷物や四日市看護医療大学ホームページにも掲載され、さらには、保護者向けの印刷物や市民向けの公開講座等を通じて、学内外に向けて発信されている。このことから、大学の使命・目的及び教育目的は明確であり、学内外への周知も図られていると認識している。

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神や基本理念と同様に、実際のカリキュラムや学生生活などどのように結びついているかについて、不斷の検証が必要となるため、FD委員会、SD委員会をはじめ各種委員会活動等を通じて折に触れて議論を深めるとともに、四日市市、市立四日市病院をはじめとした本学に関係する諸機関を通じて学内外に周知するための工夫を凝らし、一層明確で実のあるものとしていく。

基準2 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、設置母体である暁学園の綱領「人間たれ」を教育研究活動の根幹に据え、豊かな人間性と高度な専門性を備えた人材を育てることを建学の精神とし、学部と大学院のアドミッション・ポリシーを以下の通り定義している。

学部	<p>本学は、四日市市、市立四日市病院と暁学園との公私協力方式により設立された大学であり、設置母体である暁学園の綱領「人間たれ」を教育研究活動の根幹とし、豊かな人間性と高度な専門性を備えた看護師・保健師・助産師を育てることを建学の精神としています。</p> <p>そのため、本学では社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには大学設立の趣旨や当地域の特性をふまえ、地域社会のあらゆる場における人々への支援を実践し、地域社会への積極的な貢献を教育研究の理念、目的としています。</p> <p>したがって、本学では、特に地域貢献に高い関心を持つ入学者を受け入れること、また基礎的な知識及び技能に加え、豊かな人間性や明確な目的意識を持った入学者の受入れを基本としています。</p> <p>○本学の求める学生像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校までの基礎的な知識・技能を有する者 2. 愛情をもって人と接し、自己の成長に努められる意欲がある者 3. 物事を探求し、主体的に取り組む意欲がある者 4. 何事に対しても自ら考え、判断し、表現する能力を有する者 5. 看護の実践力を身につけ、地域社会に貢献できる意欲がある者
大学院	<p>四日市看護医療大学大学院看護学研究科は、専門性の高い看護学の修得を志向し、主体的に学修できる意欲のある次のような入学者を求めています。</p> <p>○本学の求める学生像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 看護学専攻の教育を受けるための基礎的な知識や技術を有する者 2. 高度専門職業人または教育研究者として、看護学や看護実践の発展に貢献する意欲を有する者 3. 看護学や看護実践に対する高い追求心を持ち、主体的な勉学および自己啓発に積極的である者

アドミッション・ポリシーは、「四日市看護医療大学学生募集要項」「四日市看護医療大学大学院学生募集要項」に掲載し、本学の情報を収集する受験生とその保護者や高等学校の進路指導担当者など多くの方に対し広く公開しているほか、オープンキャンパスや入試相談会などの中で、来訪者に対し説明を行い、浸透を図っている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

本学では、入学者受け入れの方針に基づき、以下の通り入学試験を実施している。

1) 学部の入試

学部の入試については、出身高等学校長の推薦を受ける推薦入試、学力試験で合否を判定、選抜する学力入試の他、大学入試センター試験利用入試などを実施することで入試区分を多様化し、アドミッション・ポリシーに沿う高い資質を持った学生を幅広く求め、確保するように努めている。中でも本学では、四日市市の協力に基づく奨学生入試制度があり、奨学生として入学した者には在学中の授業料相当分が貸与され、卒業後地元地域で就業すれば返還が免除されるという制度を持っており大きな強みである。また、学生募集の対象には高等学校卒業（見込）者だけでなく、社会人等特別選抜入試で社会人や大学既卒者を受け入れるための門戸を広く開いている。

平成 31（2019）年度入学者選抜試験として実施された入試区分と、それぞれの選考方針の概要は以下の通りである。なお、本学の入試制度（入試日程、試験科目、選考方法等）は入試委員会で協議して原案を作成の上、学部は教授会、大学院は研究科委員会で決議される。

A. 推薦入学試験

<公募制>

出身高等学校長から推薦された卒業見込みの者および前年度卒業した者を対象とする。選考方式としては「小論文方式」と「基礎テスト方式」の 2 方式を設定している。小論文方式では基礎学力検査は行わないが、面接を実施しその評価は合否判定の参考資料として利用する。基礎テスト方式では外国語（コミュニケーション英語 I・II）、国語（国語総合（古文・漢文を除く））、数学（数学 I・数学 II・数学 A）、理科（化学基礎、生物基礎）の 4 教科 5 科目から 2 科目選択のため、文系または理系の志願者が各人の得意科目で受験することができる。募集人員は 20 名である。

<併設校制>

本学園の併設校である高等学校長から特別な推薦を得た卒業見込みの者で、本学を専願する受験生を対象とする。面接、調査書等を総合的に評価する A 方式と、推薦入学試験「基礎テスト方式」と同様の問題、面接、調査書等を総合的に評価する B 方式で選考している。募集人員は若干名である。

B. 学力入学試験

教科の学力試験に基づく入試区分として、前期、後期と 2 回実施している。前期日程は英語（コミュニケーション英語 I・II）を必須科目とし、国語（国語総合（古文・漢

文を除く))、数学（数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A）、理科（化学基礎、生物基礎）の3教科4科目から2科目を選択し、計3科目で実施している。後期日程は英語を必須科目とせず、4教科5科目から2科目を選択する形で実施している。募集人員は35名である。

C. 大学入試センター試験利用入学試験

学力入試とは異なる視点の学力検査として、大学入試センター試験の成績を利用する入試区分である。前期日程は、外国語（『英語』（リスニング含む））を必須科目とし、国語（『国語』（近代以降の文章））、数学（「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」）、理科（「化学基礎」「生物基礎」2科目または「化学」、「生物」）から高得点2科目を採用し、計3教科3科目の合計点で選考している。後期日程については、外国語が必須科目でなくなり、外国語、国語、数学、理科から高得点2科目を採用し、2教科2科目の合計点で選考している。募集人員は10名である。

D. 育成会奨学生入学試験

本学独自の奨学生制度である「四日市看護医療大学育成会奨学生」を採用する入試区分である。前期日程は、推薦入学試験「基礎テスト方式」と同様の入試問題と面接により選考しており、後期日程は、学力入学試験前期日程1日目と同様の入試問題と面接により選考を行っている。募集人員は30名である。

E. 学力入試プラスセンター

学力入学試験前期日程と大学入試センター試験利用入学試験前期日程を同時に出願する者を対象とする。学力入学試験前期日程の必須科目である英語と選択科目から高得点1科目、さらに大学入試センター試験利用入学試験前期日程対象科目から高得点1科目を採用し、3科目の合計点で選考している。募集人員は5名である。

F. 社会人等特別選抜入学試験

社会人経験を有する者や、4年制大学を卒業した者および卒業見込みの者で、将来、看護師資格等を取得して社会貢献したい人材を求めるための入試区分である。選考方法としては、小論文、面接、提出書類の内容を総合的に評価して選考している。募集人員は若干名である。

G. 編入学試験

看護師の資格を有し看護系大学または短大の既卒者及び卒業見込みの者、看護系専修学校の専門課程を修了した者及び修了予定の者を対象とする。なお、平成24年（2012）年度試験より編入学での募集は停止し、収容定員に欠員が見込まれる場合に限り、編入学試験の実施について協議することとした。

平成31（2019）年度入試の各区分における入学者数を下表の通りである。各入試区分における合否判定は、入試委員会で試験結果を評価し作成された合否判定案を教授会に諮り、その審議を経て決定される。合否の結果については、インターネット上の合否

照会サイトで確認でき、正式には本人宛に合格通知を郵送している。

平成 31(2019) 年度入試区分別構成 (学部)

	推薦	学力	センター試験利用	育成会奨学生	学力入試 プラスセンター	社会人	合計
募集定員	20	35	10	30	5	若干名	100
入学者数	53	20	2	30	4	1	110
割合	48.2%	18.2%	1.8%	27.3	3.6%	0.9%	100%

本学の入学者の受入れについては、入試委員会、入試判定教授会での慎重な討議を経て入学者数を決定している。以下に過去 5 年間の入学者状況を示す通り、入学者数は入学定員の 1.10 倍から 1.21 倍で推移しており、良好な推移を維持している。

入学者状況 (学部)

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
入学者定員	100	100	100	100	100
入学者数	111	121	112	113	110
定員倍率	1.11	1.21	1.12	1.13	1.10

2) 大学院の入試

大学院入試は I 期、II 期に分けて実施している。学力試験（専門科目、英語）、面接、提出書類を総合的に評価し、大学院研究科委員会での審議を経て合否を決定する。過去 5 年間の推移は以下の通りである。

入学者状況 (大学院)

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
入学者定員	10	10	10	10	10
入学者数	6	3	2	6	1
定員倍率	0.6	0.3	0.2	0.6	0.1

また、オープンキャンパスの参加者も高い水準で維持しており学生の受入れ見込みは良好である。基本的に 3 回実施している。学生・保護者合計の数は以下の通り。毎回専用の臨時バスを運行し来訪者の利便性を図っている。

オープンキャンパス参加者数

区分	28 年度	29 年度	30 年度
参加者数	633	589	735
1 回平均	211	294	245

※平成 29 年度は台風による荒天で 1 回中止

◇エビデンス集 資料編

- 【資料 2-1-1】2019 年度四日市看護医療大学学生募集要項（資料【F-4】と同じ）
- 【資料 2-1-2】2019 年度社会人等特別選抜学生募集要項（資料【F-4】と同じ）
- 【資料 2-1-3】2019 年度四日市看護医療大学大学院学生募集要項（資料【F-4】と同じ）
- 【資料 2-1-4】四日市看護医療大学入試委員会規程
- 【資料 2-1-5】四日市看護医療大学教授会規程
- 【資料 2-1-6】四日市看護医療大学大学院看護学研究科委員会規程
- 【資料 2-1-7】四日市看護医療大学育成会概要

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部の入学者受入れについては、継続的に安定した学生の受入れが維持できている。しかし、安穏と構えることなく毎年工夫を講じる必要がある。2019 年度入学試験からはネット出願制度を導入し志願者の利便性を向上させることと併せ、新しい入試方式として学力入試プラスセンターを設置するなどの工夫を行った結果、志願者数を大きく増やすことができた。今後も継続的に入学試験を含めた学生募集活動について検証を行い、高校への PR 活動とともに、入試広報活動の見直し等により安定的な志願者確保とアドミッション・ポリシーで定める人材確保の実現を進める。

大学院に関しては、今後も安定的な入学者を確保するため、継続的な広報活動が必要であると考えており、特に卒業生への情報発信や地元医療機関への個別訪問等を推進し、入学者の確保を進めていく。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援体制に関して、教員と職員で構成される委員会において迅速に対応している。学部では、教務委員会・教育推進委員会・学生生活委員会・実習委員会及びキャリア支援委員会、大学院では、教務担当者会議を原則月1回開催し、教育推進・学生支援センターを中心に教員と職員が協働し、全学的に取り組んでいる。

教育推進・学生支援センターは、入学前教育、オフィスアワーの実施、自学自習による国家試験対策のための施設開放等、学生の学修支援と自ら学ぶ姿勢を身につける取り組みを実施している。学長・副学長・教育推進・学生支援センター長・研究科長・学科長・各部門長（教育推進部門・学生生活部門・キャリア支援部門）及び事務局長・事務部門長を含めた教育推進・学生支援センターアー会議（以下、センター会議）を原則隔月開催し、教員と職員の間で業務遂行及び運営検討、議論を行っている。

以下は、具体的な学修支援内容である。

1) シラバスの充実

学部においては、教務委員会・教学課が協働しシラバス作成基準を作成・チェックを実施し学生への学修情報提供を行っている。全ての授業科目において、到達目標、事前・事後学修の内容、課題に対するフィードバック方法、及び成績の評価基準を明記するようになるとともに、平成29(2017)年度からディプロマ・ポリシーとの対応を明記するようにし、学生はシラバスを参照する事で円滑に学修が進められるよう整えた。また、シラバスには教員のメールアドレース一覧を掲載し、学生が手軽にシラバスに関する質問等ができるよう工夫した。

また、授業に対する事前学習や事後学習に必要な内容や時間を明記し、学習を効果的に進める手助けをしている。

大学院においても、全ての授業科目において、授業概要（内容と進め方）及び課題に対するフィードバック方法、本大学院のディプロマ・ポリシーに対応させた授業の位置づけ、到達目標、時間外学習に必要な内容や時間、詳細な授業計画とその担当者、評価方法・評価基準を明確に示した。

2) 新入生オリエンテーションの実施

新入生のスムーズな大学生活への移行を支援するために、教育推進・学生支援センターと教務委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会が中心となって、学部は入学式後の2日間、大学院は当日1日新入生オリエンテーションを行っている。

オリエンテーションでは、建学の精神を始め、看護学部の教育方針、アドミッション・

ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、大学の授業の仕組み・履修登録などの学修に関する基本事項、図書館・コンピュータ演習室などの学修支援施設、健康診断やカウンセリング・感染予防を含む健康管理、ハラスメント相談、学修上・学生生活上の窓口なるアドバイザー制度、国家試験対策など学修支援、大学生活に関する事項の情報提供を行っている。また、オリエンテーション時にアドバイザー教員を発表し、円滑な導入が図られるようアドバイザー教員と学生のグループミーティングを実施している。

大学院では、入学式後に教務担当者会議と教学課が中心となり実施している。オリエンテーション時に図書館・大学院生室などの学修支援施設、研究・履修登録などの学修に関する基本事項、健康診断を含む健康管理、ハラスメント相談など学修及び学生生活に関する情報を提供している。

3) 在学生オリエンテーションの実施

在学生に対しては、教育推進・学生支援センター、教務委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会が中心となって各学年開始時にオリエンテーションを実施し、履修登録、学生生活、国家試験対策、就職活動について説明している。また、後学期では毎年避難訓練を実施しており、災害への対応や意識向上を図っている。

大学院では、履修登録、研究計画発表会、論文審査に関する年間スケジュール、時間割等について資料を配付し説明を行っている。

院生が社会人という特性から、研究計画発表会、研究論文発表会、研修会などの行事に関してはメールを活用し、できるだけ早期に情報提供を行っている。

4) 相談室の設置

学生・教員ともが相談できる組織として相談室を設置し、学業をはじめとする様々な相談に応える体制を整備している。相談員には臨床心理士の資格を有する職員を直接雇用の形で配置しており、責任感をもって学生の相談を受けている。平成30年度の相談者は67名あり、相談理由は精神的不調を始め、対人関係、学業、家族など様々であった。

5) 学生への調査による情報共有

学生生活委員会が中心となり毎年学生生活調査を実施し、学修の状況や大学への要望などの情報を収集している。調査結果は、センターハンガーミーティング、教授会、学科会議で説明され、教職員で学修支援へつなげている。また、図書館で学生への調査結果開示を行うこととしているほか、平成30（2018）年度は、学生ホールに掲示するとともに、大学ホームページ上にも掲載することとした。

FD委員会では、学期ごとに学生からの授業評価アンケートを実施しており、科目ごとに授業改善案を検討し、より学修効果を高める工夫をしている。授業評価結果および授業改善提案は、センターハンガーミーティング、教授会、学科会議で説明されたのち、図書館で学生へも公開している。また、授業評価結果の審議をより有意義なものとするため、FD委員会において学生代表を参画させる仕組みとし、授業評価について学生の立場から意見をもらう中で、相互の意見交換を行っている。

6) オフィスアワー制度

学部・大学院とも、シラバスに実施日時・場所、教員のメールアドレスを掲載し、相談しやすい体制を整えている。院生は社会人であるため、オフィスアワーの日時に関しては個別にメールで連絡をとり院生の予定に合わせるなどの対応をしている。

7) 無線LANエリアの拡大

学内の無線LANエリアを拡大し、図書館等へのアクセスなどインターネット活用の利便性の向上を図った。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) アドバイザー教員による学修支援

教育推進・学生支援センター及び学生生活委員会が連携し、アドバイザー制度を運営しており、隨時以下の学修支援を行っている。

- ・授業科目の履修登録に関する相談・助言
- ・履修状況に関する指導・助言
- ・休学・復学・退学の相談
- ・留学に関する相談
- ・心身に障がいのある学生に対する修学上の支援
- ・その他学修に関するこ

2) 途中退学、留年者などへの対応

退学者・休学者については、教務委員長、教育推進・学生支援センター長が届けの提出前に必ず個別面談を行い、状況及び今後の予定などの確認を行う中でアドバイザー教員との連携を図っている。留年者に対しても教務委員長、教育推進・学生支援センター長が、個別面談で状況および今後について確認し、アドバイザー教員と連携している。また、教学課職員は履修について必要に応じて助言している。内容はセンターミーティング、教授会、学科会議で審議・報告されている。直近2年平均で、学部の留年者が全体の3.0%、退学者が2.6%、大学院は共にゼロとなっており、低い水準と認識している。

3) 障がいのある学生への支援

アドバイザー教員、保健担当者および教育推進・学生支援センターが協力し、心身に障がいのある学生への支援を行っている。また、入学時に学生生活を送るうえで不安なこと・配慮を希望することなどを申し出ることができるようになっている。申し出のあつた学生に対して保健担当者が確認をし、必要に応じて教育推進・学生支援センター長やカウンセラーと連携し支援策を講じている。

現在、聴覚に障がいのある学生が在籍しており、授業に際しては教員が専用マイクを着用し学生が補聴機器を使うなどの対応により健常者と同様の学修効果をあげている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

水準の学修支援体制は整っているとの認識であるが、今後特に教育推進・学生支援センターの活動である入学前教育、国家試験対策について、教務委員会、キャリア支援委員会との連携により更なる充実を図っていくことや、センター会議、教授会、学科会議において、退学・休学・留年者等の原因分析並びに改善方策の検討を一層進めていく。

また、土曜日に開講している大学院については、社会人である院生の事情を考慮し、より柔軟な開講対応を検討していく。

◇エビデンス（資料）

【資料 2-2-1】四日市看護医療大学教育推進・学生支援センター規程

【資料 2-2-2】シラバス（【F-12】と同じ）

【資料 2-2-3】平成 30 年度 学生生活調査

【資料 2-2-4】平成 30 年度 授業評価アンケート

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 教育課程内でのキャリア教育

本学の学生は、国家試験受験資格取得のため、カリキュラム内で臨地実習が必修科目となっており、多くの学生の就職先となる医療機関や行政、企業、地域の協力を得て実習を行っている。実習を通じて必要な知識・技術を修得するほか、医療現場の職員や患者・家族、行政・企業職員、地域住民との対応を通じてコミュニケーション能力等を養っている。

また、大学で学ぶために必要な9つの力（聴く、読む、書く、調べる、整理する、まとめる、表現する、伝える、考える）を身につけるための科目を1年次に設定し、外部指導者の招聘などの工夫を含め、早い段階で備えるべき基本的な能力の醸成を図ることとしている。

平成29(2017)年4月からは、大卒者として社会で求められる能力を客観的に測定し、現状と課題を把握する手法として、1年生と4年生にPROG(progress report on generic skills) テストを実施することとし、今後の教育方法へ役立てる仕組みを確立した。

大学院においては、専門看護師（CNS）コースの学生が認定資格取得のための日本看護協会が行う認定試験のための学習会や5年ごとの更新審査を受けるための支援を、専門看護師（CNS）コース担当教員が大学院生・修了生を対象に所属する病院や施設と協力して定期的に実施している。

修了生への継続教育としては、研究計画発表会、研究論文発表会のほか、大学で実施している様々な研修会について案内するなどの配慮を行っている。

2) 教育課程外でのキャリア教育

カリフォルニア州立大学ロングビーチ校との学術交流協定を締結しており、同校の看護学科の学生や教員との相互交流推進の一環として、2年次に海外研修を実施している（30名）。アメリカの医療・看護事情を知ることはもとより、英語学修、異文化交流による能動的な学びの機会を提供し、知見の向上を図っている。

3) 社会的・職業的自立に関する支援体制

キャリア支援委員会を中心に教学課、学生生活委員会が連携し、インターンシップの案内や各医療機関等からの求人情報をいち早く教育推進・学生支援センターで公開している。

就職活動に対する支援としては、アドバイザー教員による就職支援や外部講師によるマナー講座や就職支援を実施しているほか、キャリア・コンサルタントの国家資格を有する事務局職員による進路指導や面接指導、履歴書作成指導等を行っており、万全を期している。

また、4年生には実習病院の看護部長や卒業生を招いて就職に向けた話しを聞く機会を設け、就職への意識や意欲の向上を図っている。

その他、キャリア支援委員会による国家試験対策を実施しており、早い段階からの意識付けを図るため低学年から模擬試験等の対策を行っている。平成31(2019)年からは、看護師国家試験対策だけではなく、保健師・助産師国家試験対策も一元管理を行い、効率的な対応を実施している。

このような対応の中、本学の就職率は100%に近い値で推移を続けている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

就職試験や国家試験に対して不安を持つ学生が必ずあるため、精神的支援として学生相談室との連携を強化するなど一層の対策を進めるほか、近年は小論文を課す就職先が増加しているため、その対策を強化する。

また、社会で求められる汎用的能力の測定（PROG テスト）を導入したことにより、入学から4年生となるまでの能力変化を比較し確認することができるため、その結果を教育活動に確実に反映させていく。

さらに、就職先へのアンケートや卒業生自身へのアンケートを実施・分析する仕組みを作り、本学の教育成果が実際の社会においてどの程度発揮されているのかの検証を行っていく。

◇エビデンス（資料）

【資料 2-3-1】 PROG テスト

【資料 2-3-2】 カリフォルニア州立大学ロングビーチ校との学術交流に関する協定書

【資料 2-3-3】 平成 31 年度 国家試験対策行事予定表

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) アドバイザー教員による支援

教育推進・学生支援センター及び学生生活委員会が中心となり、一人ひとりの学生に対して教員がきめ細かな関わりを行い、学生を支援するアドバイザー制度を構築している。アドバイザー制度は、教育推進・学生支援センターと学生生活委員会が中心となり運営している。アドバイザー教員は、概ね10名～15名程度の学生を受け持ち学生生活全般、履修、健康、就職などについての相談に応じ、必要に応じて学生相談室などと連携して支援している。また、各学生の担当アドバイザー教員は、全教員に公開されており、担当学生の情報はアドバイザー教員に提供される仕組みとなっている。

4月のオリエンテーションにおいてアドバイザー教員を紹介し、グループミーティングや個人面接を実施するほか、年に1回開催される保護者会において、希望に応じアドバイザー教員が保護者と面談し、学生生活、履修状況、就職等について説明している。

毎年、アドバイザー研修会を実施し、アドバイザー教員の質を担保している。

2) オフィスアワー

全教員が学生の学業以外の質問や相談にも対応できるよう、教員が必ず研究室にいる時間帯（オフィスアワー）を設けている。シラバスや大学のホームページ上に公開しており、特に新入生にはオリエンテーションにおいて詳しく説明をしている。

3) ハラスメント相談

ハラスメント対策委員会が中心となり、学生が有意義な勉学、学生生活に専念できるようにハラスメント防止に対する対策をとっており、複数のハラスメント相談員を配置している。直接の相談だけでなく、電話やメールでの相談にも応じている。

教職員に対して、毎年ハラスメント研修会を実施し防止啓発を行っている。

4) 相談室

臨床心理士の資格を有する職員を直接雇用しているため、大学との意思疎通が円滑にできている。相談は、直接の来訪のほかメールや電話、教学課、アドバイザー教員を通して可能としているほか、QRコードを公開し、容易にスマートフォンからの予約などができるよう工夫している。4月のオリエンテーションにおいて、全学年に臨床心理士から直接学生相談室の利用方法を説明し、後学期のオリエンテーションでは相談室のチラシを配布するなど、学生への認知を高めている。また、相談員はアドバイザー教員への研修講師として教員の相談技術向上にも寄与している。平成30年度は67名の相談者があった。

5) 保健室

教育推進・学生支援センター内に保健室を置き、専任職員（看護師又は保健師）を配置している。日常の健康対応のほか、臨地実習が必修科目である本学で必要な感染症対策（小児感染症やB型肝炎抗体検査等）も保健室で行っている。

6) 危機管理に対する取り組み

毎年、学生と教職員全員参加の避難訓練を実施し、火災・地震等に備えている。緊急の事態に備え、屋内外にAED（自動体外式除細動器）を設置するとともに、学内でAED操作の講習を実施している。平成30（2018）年度には、学生及び教職員に対し、災害に備えて準備すべき物品のリストを作成して配布した。学生便覧にも災害伝言板の使用方法や大学の安否確認メールの使用方法を掲載するなど、有事に備えた対策を講じている。

また、学校管理下に発生した事故に備え、一般社団法人日本看護学校協議会共済会が運営する保険制度「WILL」に全学生が加入し、本人や第三者への補償にも備えている。

7) 奨学金の貸与に関する支援

四日市市との公私協力により「四日市看護医療大学育成会奨学生制度」を有しており、四日市市の補助金を原資とし、該当入試合格者に対して毎年127,200,000円の貸与を行っている。その他、独立行政法人日本学生支援機構の奨学生、三重県保健師等修学資金等の制度を活用している。現在、病院独自の奨学生も含め全体の約65%が奨学生を活用している。

8) 学生の課外活動等への支援

学生団体活動（課外活動）は、学生の自由で主体的な行動に基づき運営されているが、教員が顧問となり助言や指導を行っている。現在、運動系7、文科系9がある。

学生自治会は、新入生歓迎会（4月）、運動会（5月）、四日市大学との共催の大学祭（10月）を実施している。学生生活委員会の承認により実施され、顧問の教員や学生生活委員が助言・支援を行っている。

9) 既習修得単位の認定（入学前）

教育上有益と認めるときは、本学入学前に他の大学又は短期大学等において履修した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとして30単位を超えない範囲で申請により単位認定を受けることができる。

大学院においては、社会人である場合などを配慮し、3年間で修了する長期履修制度があり、大学院生が選択できる仕組みとともに、履修状況によって在学中に変更できる制度を設けている。

また、社会人がほとんどである状況から、利便性を高めるために事務手続き等の電子化やメール対応などで効率化を図っているほか、院生室の建物、院生室の鍵を貸与しており、建物への入館がいつでもできるよう利便性を確保している。

経済的な支援としては入学金・授業料の減免制度を設けており、該当者全員がこの制

度を利用している。

専門看護師（CNS）コースにおいては、平成 28 年（2016）に「専門実践教育訓練講座」の指定を受け、令和元年（2019）には 1 名がこの制度を活用した。

◇エビデンス（資料）

【資料 2-4-1】アドバイザーの手引き

【資料 2-4-2】ハラスマント相談員一覧

【資料 2-4-3】四日市看護医療大学育成会奨学金概要（【資料 2-1-7】と同じ）

（3）2-4 の改善・向上方策（将来計画）

アドバイザーレジime制度については、約 60%の学生が「利用しやすい、やや利用しやすい」と回答しており、定着しつつある認識であるが、高い満足度には至っていないため、今後よりきめ細やかな対応や効率的な連携となるよう学生の意見等を取り入れながら運用の見直しを図っていく。

保健室や相談室については、学生の約 85%が「利用しやすい、やや利用しやすい」と答えており、適切な運営がなされていると考えているが、利用件数が少ないとから、実際に利用する必要がないのか、利用したいができないのかなどの実態をより正確に把握する対策を講じていく。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地面積は 15,468 m²、校舎面積は 11,236.35 m²である。その他、隣接する四日市大学との共用施設として、グラウンド 24,000 m²、体育館 2,577 m²、クラブハウス 690 m²、食堂 1,127 m²がある。

学部校舎は、4 階建ての講義棟と 5 階建ての実習棟からなる。講義棟には、大小合わせた講義室が 8 室と学長室、保健室、事務室等がある。実習棟には、分野別の実習室 4 室、講師以上の個別研究室 24 室、助教室 3 室、助手室 2 室、図書館、コンピュータ演習室、学生ラウンジ等がある。

平成 22 (2010) 年 3 月に四日市大学から移管された 9 号館に大学院があり、3 階に大学院生研究室 2 室、演習室 2 室、院生控室、5 階に教員研究室 24 室がある。

PC(Personal Computer)の設置状況については、大学として 2 階コンピュータ演習室に 42 台、図書館内のコンピュータ室に 15 台設置されているほか、四日市大学の PC 室を使用することも可能となっている。また、大学院生用に合計 20 台設置している。利用可能時間は、コンピュータ演習室は月曜日から金曜日の 9 時から 17 時（試験期間中などは 19 時まで延長の場合あり）、コンピュータ室は月曜日から金曜日の 9 時から 21 時 30 分、土曜日と日曜日の 9 時から 17 時までの授業以外の時間に自由利用ができる。大学院の PC 利用に関しては特に制限はない。

上記の教育用 PC の他に各研究室には教員用 PC が設置され、また、事務職員全員に PC を配備している。これらは、学内ネットワークに接続されており、ファイルサーバー、アカウント認証サーバー、メールサーバー、WEB サーバーなど、学内に設置された各サーバー群のサービスが受けられる。さらに、ファイアウォールを介してインターネットに接続され、メールの送受信や WEB 検索等のインターネットサービスの利用が可能となっている。また、学生や教職員の自宅など、学外からでも WEB メールサービスを利用してメールの送受信が可能となっている。このようにネット上のサービスはセキュリティ上、問題となるものを除き利用可能となっている。大学の情報環境はオープンであることから情報セキュリティ対策は非常に重要である。本学では、全ての PC にウイルス対策ソフトを配備させてコンピュータウイルス感染を防ぎ、ファイアウォール及びプロキシサーバーにより学外からの不正アクセスを遮断するなどのセキュリティ対策をしているほか、学外の有害サイトへのアクセスを遮断するフィルタリング処理を施している。

平成 29 年度には、限定的にしか利用できなかつた無線 LAN をほぼ全域で利用できる

よう整備したほか、学修支援のため、3階及び4階のラウンジスペースを活用し、情報通信環境が整い自習やグループ学習用の設備を配置した開放的な学修空間（ラーニングコモンズ）として効果的な学修環境を整えた。

さらに、平成30年度には院生を含む全学生を対象にしたコンピュータのリプレイスを実施し、学習環境の改善を行ったと同時にセキュリティソフトの見直し及びクライアント管理ソフトの導入を行い、ウイルス対策と運用上の利便性向上を図った。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実習室は看護分野ごとに配置され、2階に「成人・老年看護実習室」、3階に「母性・小児実習室」、4階に「地域・在宅看護実習室」、5階に「基礎看護学習室」があり、各分野の専門に特化した実習ができている。

図書館は、図書24,873冊、逐次刊行物238種、視聴覚資料733種、電子ブック126タイトルを所蔵している（平成31（2019）年3月現在）。また、同敷地内の四日市大学情報センター（図書館）の図書約15万7千冊も特別な手続きなく利用できる。

開館時間は月曜日から金曜日の9時から21時、土曜日の10時から18時（長期休暇期間等は変更有）となっている。授業のある祝日も臨時開館し、試験期間中は30分早い8時30分から開館をしている。

平成30（2018）年度の活動状況については、年間開館日数は261日、利用者数は31,975人、貸出冊数は9,104冊であった。

図書データは全て電子化されており、学内LAN及びインターネットを介して学内外からの検索が可能。館内にはPC15台を備えるコンピュータ室が併設されており、学生のレポート作成等に便利な環境となっている。また、学術情報提供のため、医中誌Web等の各種データベースを導入、他大学図書館との相互貸借サービス加入により文献の取り寄せも可能となっている。

平成27（2015）年から導入した電子ブックは、他大学に比べ利用数も多く、学生の実習期間中の予習・復習に大いに役立っている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

障がい者への配慮として、本学の学部校舎は、三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に規定する整備基準に適合しており、講義棟及び実習棟の全面バリアフリー化や車椅子・視覚障害者対応エレベータ、視覚障害者用ブロック、障害者用トイレ等が整備されている。

設備管理業務、清掃管理業務を外部業者に委託しており、定期的に点検及び清掃を実施している。管理業務の内容については、下表のとおりである。

管理業務一覧

項目	内容	回数・頻度
設備管理業務	照明等設備機器保守管理	毎週
	電気設備保安管理	通年
	電気設備保守（蛍光管交換、照明設備等）	通年

	エレベータ保守管理	通年
	電気設備定期点検	1回／年
	消防設備定期点検	2回／年
	自家発電機運転確認	1回／年
	貯水槽内部清掃	1回／年
	給水ポンプ定期点検	1回／年
	給湯設備定期点検	2回／年
	汚水ポンプ運転調整	2回／年
	簡易専用水道検査	1回／年
	飲料水水質検査	1回／年
	空調機保守・定期点検	2回／年
	空調機フィルター洗浄	2回／年
	換気扇（ロスナイ含む）保守・定期点検	2回／年
	換気扇（ロスナイ含む）フィルター洗浄	2回／年
	自動ドア保守・定期点検	1回／年
清掃管理業務 日常清掃作業	四日市看護医療大学校舎（教室、実習室、演習室、図書館、コンピュータ演習室、コンピュータ室、更衣室、事務室、サロン MIE、教室、印刷室、会議室、応接室、学長室、副学長室、理事室、学生ホール、トイレ等）及び校舎外の大学敷地の清掃、除草、排水溝清掃並びに機材及び消耗品（トイレットペーパー、石鹼液等）の管理	月曜～金曜日 年末年始除く
清掃管理業務 定期清掃作業	タイルカーペット清掃	2回／年
	長尺シート清掃	2回／年
	磁器タイル清掃	2回／年
	ガラス清掃	1回／年
	カーテンウォール清掃	1回／年
	害虫予防駆除	2回／年
	食堂床洗浄	1回／年
	汚水槽清掃	2回／年

本学の学部校舎は、正面を前面ガラス張りにし、その他の面にもできる限り多くの窓を取り付け、光を豊富に取り入れることができる設計となっている。また、事務室と教員の研究室の廊下側をガラス張りにし、明るい空間づくりを実現している。

更衣室は、女子用 2 室と男子用 1 室があり、女子用には指紋認証システムと防犯カメラを設置しており、セキュリティに万全を期している。

平成 29 年度には学内の安全環境を一層高めるため、講義棟に精度の高い監視モニタ

一を設置するとともに、9号館へ新たに安全監視カメラを設置したほか、AEDの増設など、安心安全な環境づくりを進めた。

平成30年度には、食堂内設置のエアコン設備の入れ替えと照明器具の増設工事をそれぞれ実施した結果、より快適に過ごすことの出来る空間を提供できるようになった。

森林に囲まれた場所に建てられたガラス張りと吹き抜けのメリットを活かした本学の校舎は教育研究の場に最適と考えている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

学生数の管理という点では、本学が1学年110名程度の学生数であり、基本的に講義科目は定員120名の大教室（3階・4階）及びB館大教室（9201教室）を使用しており問題ない。

教育効果を上げるため、英語やIT等の必須科目であっても大教室での実施がふさわしくない科目については分割し、定員40～60名の教室で実施している。

更に少数での実施が望ましい統合実習や研究演習などは、演習室（3階2室・4階2室）を活用し、ディスカッション等を取り入れた教育を行っている。

◇エビデンス（資料）

【資料2-5-1】四日市看護医療大学図書館規程

【資料2-5-2】四日市看護医療大学図書館利用規則

（3）2-5の改善・向上方策（将来計画）

校舎等については、講義内容に応じた学生数に対する大小教室や図書室等の設備に問題はなく、無線LANの拡充やラーニングコモンズの配置など学修環境への工夫も行ってきたが、年数の経過に伴い丁寧な保守管理等の徹底を図っていく必要がある。

今後、修繕等の施設長寿命化を図るとともに、教職員や学生に対して、あらゆる施設や機器を大切に使用する心構えの啓発を行っていく。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活委員会が中心となって学生生活調査を実施し、学生の意識の把握をしている。調査項目は、学修時間や大学で身についた能力、不安や悩み、設備や事務に関してなど学生生活全般であるが、最近では図書館（夜間）の専任職員配置や学生食堂のメニュー・照明、保健室への要望があり、全て対応を図っている。

また、FD 委員会において学生の意見をもとに授業評価アンケートを実施しており、科目ごとに授業改善案を検討し、結果を学生へ公開する仕組みも確立している。

さらに、学生の意見収集については、常時「意見箱」を設けており、誰もがいつでも無記名で投函できる体制を整えているとともに、対応結果も公表している。

大学院では、教職員個々による情報把握に加え、FD 担当者会議が実施する「大学院研究環境評価調査」を通して、学修支援をはじめとする学生生活全般についての学生の意見・要望に対応している。調査の実施回数は、平成 27（2015）年は前期・後期の 2 回、平成 28（2016）年から平成 30（2018）年は後期に 1 回調査を実施してきた。調査結果は研究科委員会において報告され、教職員全体で情報を共有するとともに、各部署・担当者によって、学修研究環境の充実・改善に反映させている。

また、研究関連科目に関して、理論学習に加え実践演習の充実を望む意見が多くみられたことから、平成 29（2017）年のカリキュラムの見直しに際して、学修支援に関する学生の意見・要望を取り入れ、教育課程の編成に反映させた。平成 30（2018）年から共通科目に「看護研究演習」の講義を設け、複数教員で担当し各専門領域を横断した多面的な支援を受けることができる体制を強化した。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

1) 相談室・保健室

相談室・保健室については、担当者の常駐時間や臨床心理士によるカウンセリングの利用について広報を行っている。ハラスマントに関しては、ハラスマント相談員を選任しメール等で相談できる体制をとっている。相談室については、平成 30（2018）年度の学生の約 87%が「利用しやすい、やや利用しやすい」と回答しており、保健室についても、約 85%が「利用しやすい、やや利用しやすい」と回答しており、水準以上の良好な結果であると認識している。

なお、院生が社会人であるため、相談室や保健室の利用が難しいため、心身に関する

相談等は学生支援センターを介するなどの対応をしている。

2) 経済的支援など

奨学金などの支援については、教育推進・学生支援センターで担当者を決めて行っている。四日市看護医療大学育成会奨学金、日本学生支援機構、三重県保健師助産師看護師等修学資金、民間団体のものなどの受給を支援している。また、平成 28（2016）年には、独自の「四日市看護医療大学緊急支援奨学金」を創設し、修学の意思があるにもかかわらず著しい家計急変等の経済的理由が発生した場合、就学困難な者に対し緊急に給付し修学継続を支援する制度を整えた。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

1) 学生意見の収集

学部においては学生生活調査を実施、大学院においては大学院研究環境評価調査を実施し意見や要望の把握を行うとともに、いつでも投函できる意見箱を設置し情報の収集を行っている。

学生生活調査における施設・設備面での結果は、「教室や演習室の広さや照明」では全体の約 80%の学生が「充実している、やや充実している」と回答し、「教育設備」については約 76%、「図書館の資料」については約 90%、「事務窓口」に対しては約 85%が同じく「充実している、やや充実している」と回答しており、総じて学修環境の状況は良好と判断している。ただ、「くつろぎの空間」という設問に対しては「充実している、やや充実している」の回答が約 60%と相対的には低かったため、サロン MIE の活用を含め今後くつろぎ空間の創出に一層努力していく。

2) 保護者の意見収集

毎年保護者懇談会を開催し、保護者との対話の機会を設けている。保護者懇談会では、保護者との意見交換とともに希望者と教員との個人面談する場を設け生の声を聞いている。その他、学生の福利厚生の増進や教育研究活動等の援助を目的に設置している教育後援会の場でも保護者の声を聞いている。

保護者に対しては、大学独自の季刊誌「オレンジの風」を年 4 回にわたり発行し、大学の出来事や実習レポートなどの様々な情報を提供している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活調査の結果や意見箱からの意見収集、並びに保護者との意見交換を今後も継続し、可能な限り対応を図っていく。

◇エビデンス（資料）

【資料 2-6-1】平成 30 年度 学生生活調査（【資料 2-2-3】と同じ）

【資料 2-6-2】平成 30 年度 授業評価アンケート（【資料 2-2-4】と同じ）

【資料 2-6-3】四日市看護医療大学緊急支援奨学金給付規程

【資料 2-6-4】季刊誌「オレンジの風」（平成 30 年度発行分）

[基準2の自己評価]

建学の精神に基づいたアドミッション・ポリシーに基づき学生募集を行い、入学試験を実施する中で、十分な受験者の確保ができており良好な推移と判断している。

また、学修支援・キャリア支援においては、教育推進・学生支援センターを中心となり、教務委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会、FD委員会、実習委員会など教職員が連携・協力して実施しており、就職希望者に対し就職率 100%に近い推移を続けている。

学生サービスや学修環境などについては、学生生活調査の示す通り、水準の高い満足度を得ていると考えている。

学生の意見・要望についても、これまで図書館、食堂設備やメニュー、駐車場など、日頃の声や意見箱に投函された要望等についてそれぞれ対応を図っている。

基準 3 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

カリキュラムは「大学の理念、学部の教育理念、教育目標、到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させたマトリックス型のカリキュラム」である。

平成 28（2016）年度、本学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの見直しを行った。学部の内容は以下の通りである。また、大学ホームページや学生便覧等に明記し、オリエンテーション時の説明により周知を図っている。

ディプロマ・ポリシー（学部）

本学の教育理念を踏まえ、教育課程を修了し、卒業認定を受けるのは、以下の知識・技術・態度を備えている学生である。

1. 看護の専門性と責務を自覚するとともに、地域に住むあらゆる健康レベルの人々に専門的知識と技術に基づき看護を実践できる。
2. 人間として自己の成長に努め、社会人として広い見識と高い倫理観を持ち、看護の対象となる人々に愛情豊かに共感を持って接することができる。
3. 人間の健康を環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から看護援助できる。
4. 国際的視野で看護を考え、ヘルスケアシステムにおける看護の専門性を理解し、保健・医療・福祉の専門職と連携し、地域社会に貢献できる。
5. 将来に向け看護を主体的に学び、看護の専門職としてのキャリアを伸ばせる能力を持つことができる。

大学院では、人・学問・美を愛する「人間たれ」の建学精神を理念とし、生命の尊厳と深い人間理解に基づいた看護実践能力を培い、看護医療分野でリーダーシップを担う高度専門職業人並びに高度な専門知識を備えた教育・研究者を養成することを目標としており、修了までに体得すべき能力、資質として「知識・理解」「専門的能力」「汎用的能力」「態度・姿勢」の 4 つの観点から示している。

ディプロマ・ポリシーは以下の通りである。大学ホームページや学生便覧等に明記しているほか、オリエンテーション時の説明等により周知を図っている。

ディプロマ・ポリシー（大学院）

本大学院修士課程に2年以上在籍し、各専攻領域で定められた教育プログラム（共通科目および専門科目を合わせて30単位以上）を履修、修得することが必要である。所定の単位を取得し、学際的で深い科学的知識と高い研究能力・実践能力を有する者に修士(看護学)の学位を授与する。そのためには、以下の学修成果をあげることが求められる。

1. 修士論文コースの修了者は、各専攻領域における修士論文の作成を通して、体系的な研究方法を体得する。
2. 専門看護師(CNS)コースの修了者は、高度な専門医療の実践の基盤となる、状況に応じた看護実践能力を体得する。
3. 自ら積極的に課題を探求し、主体的に解決しようとする能力、専門的職業人としての研究的視点を持ち、看護に対する科学的探究心を体得する。
4. 健康に対する社会的ニーズを認識し、保健・医療・福祉チームの一員として、国内外で広く社会に貢献する能力を体得する。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

大学の単位認定基準、卒業認定基準・修了認定基準については、四日市看護医療大学学則等に明記している。単位認定については、四日市看護医療大学学則第22条に「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を認める」と規定し、卒業認定は、同学則第27条で「必修科目109単位、選択科目17単位以上で、合計126単位の取得」を卒業要件と規定、進級基準については学則への記載はないが、内規で「看護学に関する科目25科目35単位及び健康科学・保健社会学に関する科目15科目23単位全て修得していること」と定めておいる。

また、各学期の授業を8回または15回の授業と1回の試験で行い、「授業の3分の2以上出席していない者」は定期試験の受験資格を失うと掲げ、単位認定の厳正さを求めている。

その他、GPA(Grade Point Average)制度を取り入れ、GPAの低い学生に対して、教務委員長及びアドバイザーティー教員との連携により指導を行っている。

これらは、学生便覧に明記するとともにオリエンテーションで説明している。

大学院の単位認定については、四日市看護医療大学大学院学則第22条に「各授業科目を履修し試験又は論文審査に合格した者に単位を与える」と規定、同条2項に「各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす」と規定している。

修了認定については、同大学院学則第38条にて「修士課程修了の認定を受けるためには、修士課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない」、同条2項に「前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。」、同第39条に「課程修了の認定は、論文の審査結果及び最終試験の成績

により研究科委員会が判定した合否の意見を聴取の上、学長がこれを行う」と規定している。

学位の授与に関する必要事項は、「四日市看護医療大学学位規程」に定めており、論文及び最終試験の審査基準は「四日市看護医療大学大学院学位論文審査基準」として定めている。

四日市看護医療大学大学院学位論文審査基準

1 特別研究(修士論文)の審査基準は以下のとおりとする。

- 1) 研究テーマは看護学の目的に照らして学術的あるいは社会的に、新規性、独創性、有用性が認められ、価値を有するものになっている。
- 2) 研究の背景を理解し、問題意識が明確である。
- 3) 研究の目的が明確化されている。
- 4) 先行研究が十分に吟味され、研究テーマがどこまで明らかになり、関連文献がどの程度あるのかについて整理されている。
- 5) 設定した研究テーマに整合する研究方法（調査対象者の選定、データの収集方法、分析方法）を用いて、適切に遂行できている。
- 6) 研究目的に則った結果が、表や図を用いて分かりやすくまとめられている。
- 7) 結果に示された事実から忠実に考察され、また文献を引用しての考察がなされている。
- 8) 論文として論旨が一貫しており、結論が研究目的にそって、論理的かつ明確に導出されている。
- 9) 論文の構成は緒言、方法、結果、考察、結論となっており、執筆の体裁が修士論文作成要領に則っている。
- 10) 研究の実施において倫理的な問題が配慮されている。

2 課題研究の審査基準は、特別研究（修士論文）の審査基準に準ずる。ただし、審査基準の項目 1 の 1) に関しては、以下の文言を追加する。

専門看護師（CNS）としての看護実践に即した研究テーマである。

学生便覧には、上記の学則・規定等の加え、「論文提出資格・論文審査要領」を提示し、入学時・年度始めのオリエンテーション時の説明などで周知を図っている。

修了要件は、修士論文コースでは共通科目で 12 単位以上、専門領域科目で 8 単位以上、特別研究で 8 単位以上の計 30 単位以上、専門看護師(CNS)コースでは共通科目で 10 単位以上、専門療育科目で 18 単位以上、特別研究で 2 単位以上の計 30 単位以上としている。

成績評価については、学部・大学院とも、「成績の評価は 100 点満点とし、S (100~90) 点、A (89~80 点)、B (79~70 点)、C (69~60 点)、D (59 点以下) 評価をもって、S、A、B、C を合格とする」としている。

なお、大学院について進級基準の定めはないが、本学生はほぼ全てが社会人であることから、履修期間を3年まで選択可能とする「長期履修規程」があり、ホームページや学生便覧、学生募集要項等で周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位の認定は、学部・大学院とも成績評価の合格基準に基づいて厳格に運用されている。進級判定及び卒業認定については、教授会（大学院は研究科委員会）で厳格に審議されたのち、学長の決定を仰いでいる。

修了認定における学位論文の審査は、公平性を確保するため複数の教員による評価のため主査1人、副査1人をおき、さらに研究科委員会でも審議し、厳正に適用している。

◇エビデンス（資料）

- 【3-1-1】学生便覧（学部）（【資料F-5】と同じ）
- 【3-1-2】学生便覧（大学院）（【資料F-5】と同じ）
- 【3-1-3】四日市看護医療大学学則（【資料F-3】と同じ）
- 【3-1-4】四日市看護医療大学大学院学則（【資料F-3】と同じ）
- 【3-1-5】四日市看護医療大学教授会規程（【資料2-1-5】と同じ）
- 【3-1-6】四日市看護医療大学大学院研究科委員会規程（【資料2-1-6】と同じ）
- 【3-1-7】四日市看護医療大学学院長期履修規程

（3）3-1の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定等は適正に運用している認識である。今後も厳正さを維持していく。

3-2 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

大学のカリキュラムは「大学の理念、学部の教育理念、教育目標、到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させたマトリックス型のカリキュラム」である。

平成 28（2016）年度、本学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーと同時にカリキュラム・ポリシーも見直しを行った。

大学ホームページや学生便覧等に明確に記述するとともに、オリエンテーションの際の説明においても周知を図っている。

カリキュラム・ポリシー（学部）

1. 大学の理念、学部の教育理念、教育目標、学年別到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させたマトリックス型のカリキュラムである。
2. 人の支援に関わる専門職の育成という視点から、教養教育を充実させるとともに、高い倫理性をもったヒューマンケアのできる看護実践力を育てるカリキュラムである。
3. 設立の趣旨、大学の立地地域の特性を踏まえ、地域社会の生活者の視点から、あらゆる場における人々の健康支援を視野に入れたカリキュラムである。
4. 人の発達と生活を軸にライフサイクル・ライフプロセスに沿って、人々の健康課題の解決に向けて看護実践できる能力を育成するカリキュラムである。
5. 健康の概念として、社会・心理・医療モデルを取り入れたカリキュラムである。

大学院のカリキュラムポリシーでは、各専門分野の高度な看護実践者、看護学教育者、看護学研究者の育成を目指している。

周知は学部同様に、大学ホームページ、学生便覧、学生募集要項等に提示し、オリエンテーションの説明等により周知を図っている。

カリキュラム・ポリシー（大学院）

本研究科では、各専門分野の高度な看護実践者、看護学教育者、看護学研究者を育成するために修士論文コースと専門看護師(CNS)コースを置く。カリキュラムは広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成する「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」からなり、次のように教育課程を編成している。

1. 共通科目は個々の大学院生の必要性に合わせて、修士論文コースと専門看護師(CNS)コースのどちらの大学院生でも履修できるように配置している。
2. 専門科目は「看護学基盤分野」「産業看護学分野」「看護学実践分野」の三分野から構成する。
3. 修士論文作成のための専門科目として特別研究Ⅰと特別研究Ⅲ、課題研究論文作成のための専門科目として、課題研究Ⅰと課題研究Ⅱがある。実施にあたっては研究計画発表会などにより研究プロセスを段階的に学んでいくことができるよう、全学的な指導体制をとっている。
4. 専門看護師(CNS)コースでは、急性看護学領域におけるケアとキュアを融合した看護実践力、保健・医療・福祉チーム内の調整力などの育成をめざし、一般社団法人日本看護系大学協議会で認定されたコース教育を開催している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

学部においては、ディプロマ・ポリシーから定められたカリキュラム・ポリシーのカリキュラム区分・目標が策定され、人・健康・社会とつながるなど、ディプロマ・ポリシーを具現化するための概念を示している。相互の関係は次の通りである。

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム区分
看護の専門性に基づく実践力	看護を実践する
社会人としての広い見識と高い倫理性	人とつながる
働く人を含む生活者の健康支援の視点	健康とつながる
ヘルスケアシステムにおける看護専門性と多職種との連携	社会とつながる
看護専門職としてのキャリア発達	未来につながる

大学院においては、ディプロマ・ポリシーにある「体系的な研究方法を体得すること」や「看護実践能力を体得すること」は、カリキュラム・ポリシーの「特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱ、特別研究Ⅲ、課題研究Ⅰと課題研究Ⅱ」及び「専門看護師(CNS)コースにおける急性看護学領域の Cure(治療) と Care(苦痛の除去) を融合した看護実践力、保健・医療・福祉チーム内の調整力などの育成」と対応しており、両者は一貫している認識である。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

履修系統図に到達目標を示し、カリキュラムを構成していることを可視化している。また、平成26(2014)年度入学生からCAP制度を導入し、1年間の上限を48単位としている。学生便覧に記載し、オリエンテーションで説明をしている。

カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程編成

区分	教育目標と科目名	
看護を実践する	看護の原理	<p>看護の本質を理解し、看護の専門性・責務を自覚するとともに高度な知識と技術に基づき看護を実践できる能力を育てる</p> <p>1年次科目：看護学概論、看護技術概論、ヘルスアセスメント 看護対象論</p> <p>2年次科目：看護技術論Ⅰ、地域看護学概論、基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ、看護過程論、家族看護学、学校看護学、地域看護活動論Ⅰ、コミュニティケア実習</p> <p>3年次科目：看護リスクマネジメント、在宅看護学、地域看護活動論Ⅱ</p> <p>4年次科目：看護管理・看護マネジメント論、高度実践看護学入門、助産管理、統合実習</p>
	ライフプロセスと看護	<p>人の成長と生活を軸としたライフプロセスにおける健康課題を理解し、あらゆる健康レベルの人々の健康とQOLの向上に向けて看護実践できる能力を育てる</p> <p>1年次科目：人間発達学、成人看護概論</p> <p>2年次科目：成人慢性期援助論Ⅰ・Ⅱ、老年看護学概論、小児看護学概論、母性看護学概論、精神看護学概論、リハビリテーション看護論、成人急性期援助論Ⅰ、老年看護援助論Ⅰ、小児看護援助論Ⅰ、母性看護援助論Ⅰ、精神看護援助論Ⅰ</p> <p>3年次科目：成人急性期援助論Ⅱ、老年看護援助論Ⅱ、小児看護援助論Ⅱ、母性看護援助論Ⅱ、精神看護援助論Ⅱ、助産学概論、成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ、老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習、在宅看護学実習</p> <p>4年次科目：助産診断・技術学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、助産学実習</p>
	産業看護	<p>産業看護の知識・技術をもとに、働く人々の健康支援をあらゆる看護実践の場において実践できる基礎を育てる</p> <p>2年次科目：産業看護概論</p> <p>3年次科目：産業看護活動論Ⅰ・Ⅱ</p>
	ヒューマンケア・看護倫理	<p>豊かな人間性と高い倫理観を持ち、看護の対象となる人々と良好な人間関係を形成し、ヒューマンケアができる能力を育てる</p> <p>1年次科目：倫理学、ジェンダー論、心理学</p> <p>2年次科目：人間関係論、コミュニケーション論Ⅰ、ケアリング論</p> <p>3年次科目：コミュニケーション論Ⅱ、看護倫理、看護カウンセリング</p> <p>4年次科目：看護実践と自己洞察</p>
人とつながる		

健康とつながる	統合体としての人間と健康	<p>身体的、精神的、社会的に統合された存在としての人間の健康を環境とのダイナミックな関係において捉え、生活者の視点から看護援助できる能力を育てる</p> <p>1年次科目：健康科学概論、人体のしくみと動き、健康スポーツ、基礎病態学、内部環境の調節、健康と生活行動の科学、健康社会要因論、保健医療統計学、診断・治療学概論</p> <p>2年次科目：治療学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ</p> <p>3年次科目：健康教育論</p> <p>4年次科目：周産期医学</p>
社会とつながる	ヘルスケアシステムと看護	<p>変化する社会状況を捉え、国際的視野で看護を考えるとともに、ヘルスケアシステムにおける健康支援の政策や展望を理解し、保健・医療・福祉の各専門職と協働して人々および地域の健康に寄与できる能力を育てる</p> <p>1年次科目：社会医療福祉論</p> <p>2年次科目：公衆衛生学、ヘルスケアシステム論、国際看護事情、保健医療福祉行政論、疫学</p> <p>3年次科目：専門職連携、国際看護学、地域看護活動論Ⅲ、地域の保健医療・看護・福祉の現状と課題</p> <p>4年次科目：災害看護学、地域看護活動論Ⅳ、地域看護学実習Ⅰ・Ⅱ</p>
未来につながる	教養とキャリア発達	<p>幅広い教養と広い視野での見識を育て、それを基盤に看護を主体的に学び続け、看護の課題を創造的に追求する基礎能力を育てるとともに将来看護専門職としてキャリア発達できる基礎を形成する</p> <p>1年次科目：哲学、少子高齢社会論、環境科学論、科学的思考論、生物、基礎英語、コンピューターリテラシーⅠ・Ⅱ、基礎セミナーⅠ・Ⅱ、地方自治論、ボランティア論、化学、情報科学概論、統計学、法学、経済学、医療英語コミュニケーション</p> <p>3年次科目：看護教育・キャリア発達論、国際関係論、看護研究、研究演習Ⅰ</p> <p>4年次科目：地域政策論、研究演習Ⅱ</p>

また、授業効果をあげるため特定の授業科目には先修条件を付け、知識・技術のより確実な修得を目指している。先修条件をつけている授業科目は以下の通りである。

履修科目	左の授業科目を履修するために修得しておかなければならぬ授業科目（先修科目条件）
基礎看護学実習Ⅰ	看護学概論、看護技術論、ヘルスマーケティング、看護技術論Ⅰ
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ（日常生活援助）、看護技術論Ⅰ、看護過程論【中間試験に合格した者】
コミュニティケア実習	地域看護学概論、産業看護学概論
統合実習	3年次配当実習科目を全て修得
成人看護学実習Ⅰ	成人急性期援助論Ⅱ（救急看護）
老年看護学実習	老年看護学援助論Ⅱ（高齢者の健康障害と看護）

小児看護学実習	小児看護援助論Ⅱ（子どもの健康障害と看護）
母性看護学実習	母性看護援助論Ⅱ（周産期の看護）
精神看護学実習	精神看護援助論Ⅱ（精神障がいと看護）
在宅看護学実習	在宅看護学
助産学実習	助産学概論 周産期医学【科目試験合格した者】 助産診断・技術学Ⅰ【科目終了試験に合格した者】 助産診断・技術学Ⅱ【科目終了試験に合格した者】 助産診断・技術学Ⅲ【科目終了試験に合格した者】 地域看護活動論Ⅲ 看護管理・看護マネジメント論【科目終了試験に合格した者】 母性看護学実習
地域看護学実習Ⅰ	産業看護活動論Ⅰ、産業看護活動論Ⅱ
地域看護学実習Ⅱ	地域看護活動論Ⅱ（地区診断）、 地域看護活動論Ⅲ（地域の健康支援Ⅱ・危機管理）

【備考】統合実習は、3年次開講実習科目7科目のうち6科目単位修得以上は可とする。

大学院は、「修士論文コース」「専門看護師（CNS）コース」の2コース、「看護学基礎分野」「産業看護学分野」「看護学実践分野」の3分野、「基礎看護学領域」「在宅看護学領域」「看護管理学領域」「産業看護学領域」「母子支援看護学領域」「急性看護学領域」「慢性看護学領域」「老年看護学領域」「精神看護学領域」「急性看護学(急性・重症患者看護)領域」の10領域体制としている。

科目については、広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成する「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」を開設するとともに、学修段階、順次性を考慮し、1年次に「共通科目」と「専門科目」「特別研究Ⅰ」、2年時に「研究論文の作成のための専門科目 特別研究Ⅱ・Ⅲ」並びに「実習」を配置し、修士論文又は課題研究に係る研究指導体制を整備した体系的な編成となっている。開講科目、単位数については、専門看護師コースにおける日本看護系大学協議会・専門看護師教育課程（26単位）の認定要件をすべて満たす内容となっている。

なお、学生が体系の中で個々の科目の位置づけを理解し、自らの目的、目標に従って主体的に学んでいくように、シラバスには教科ごとに、ディプロマ・ポリシーに示す4観点のいずれの実現につながるかを示した上で、到達目標、各回の具体的な授業内容、参考資料、評価基準をわかりやすく明記しているほか、学生便覧には、コース、専攻分野・領域ごとの履修モデルを提示している。

平成29（2017）年度、学生の研究力強化の観点からカリキュラムの改善を検討し、研究関連科目の再編、共通科目の整理統合を行った。研究科委員会、教育推進・学生支援センター会議等の審議、学長・理事会の承認を得て、平成30（2018）年度から新カリキュラムを運用している。また、専門看護師（CNS）コースは、日本看護系大学協議会・専門看護師教育課程の改正に準じ、平成33年に38単位への移行を予定しており、申請

に備え、認定要件を踏まえたカリキュラム面での整備を進めている。

3-2-④ 教養教育の実施

カリキュラム・ポリシーに基づき、教養教育を充実させている。1年次には、大学で学ぶために必要な「聴く」「読む」「書く」「調べる」「整理する」「まとめる」「表現する」「伝える」「考える」の9つの力を養うため、「基礎セミナーI」を開講している。

「コンピューターリテラシー」、「統計学」、「少子高齢社会論」、「ボランティア論」「倫理学」、「コミュニケーション論」などの社会状況を踏まえた科目や、「基礎英語」「医療英語コミュニケーション」、「国際看護事情」など、国内だけでなく視野を広げるための科目などを学修できるようにしている。

大学院では、1年時に「共通科目」を実施している。共通科目は、広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成されており、「学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることができる能力や、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てる」という教養教育の理念・目的に適う科目と位置づけている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫として、1年次の必修科目である「基礎セミナーI」及び「基礎セミナーII」は大学で学ぶ9つの力が必要だとして、それらの力が段階的に身につけられるよう少人数制にするとともに、「基礎英語」及び「コンピューターリテラシーI」「コンピューターリテラシーII」については、教育効果を考慮して3グループ編成で行っている。看護学の演習科目についても必要に応じてグループ編成し、学生が十分に演習を行える体制をとっている。

「小児看護学概論」、「在宅看護学」「母性看護学概論」等の授業では、PF-NOTEやインタラクティブプロジェクター、マルチタッチスクリーン液晶ディスプレイを用いて学生がより主体的に参加する授業に取り組んでいる。

その他、研修会を通して教育力向上を目指して全学的に取り組んでいる。

2015（平成27）年度

第1回研修会 テーマ：臨地実習における効果的な指導のあり方

第2回研修会 テーマ：教員の教育力向上のためのFDのあり方

2016（平成28）年度

第1回研修会 テーマ：臨地実習における困難学生の対応について

第2回研修会 テーマ：FDマザーマップを利用して研究力向上のための考え方

2017（平成29）年度

第1回研修会 テーマ：障がいのある学生への対応方法について

第2回研修会 テーマ：本学教員に期待する社会貢献-FDマザーマップを活用して

2018（平成30）年度

第1回研修会 テーマ：教員として臨地実習における指導能力の向上を図る

第2回研修会 テーマ：研究能力向上と学生への研究指導能力の向上を図る

大学院では、学生が自ら問題を発見して向き合い、考え、解決する力を養うとともに、発表や議論を通して、表現力やコミュニケーション能力が磨かれるよう、学生の発表や議論を中心とするゼミナール形式の教授方を積極的に取り入れている。教員それぞれが、課題の設け方、議論やプレゼンテーションの仕方、情報機器の活用法等について工夫を凝らしながら、学生が積極的に参画し能力アップにつながる効果的な教授方法の開発を取り組んでいる。そのため、教育力・研究指導力のレベルアップに向けて研修会に参加するなど、研鑽を重ねている。

その他、学位論文の作成過程においては、「研究計画検討会」、「研究計画発表会」を開催し、専攻領域の指導教員以外の他の教員からの助言、指導を受けられる体制としている。

研修会のテーマは次の通り。

平成 27 年度 (2015 年)	テーマ：臨床での“悶々”を解決するための研究とその後の応用 講 師：群馬大学大学院教授 岡美智代氏
平成 28 年度 (2017 年)	テーマ：発達障害の傾向がみられる大学(院)生に対する支援の方略 講 師：中部大学 カウンセラー 佐藤枝里氏
平成 29 年度 (2017 年)	テーマ：研究発表におけるプレゼンテーション能力の向上を図る 講 師：フリーアナウンサー 藤田倫子氏
平成 30 年度 (2018 年)	テーマ：研究発表におけるプレゼンテーション 講 師：岐阜大学名誉教授 箕浦とき子氏

大学・大学院ともシラバスには「事前学習」や「事後学習」として必要な内容と時間を記載しており、学生の自主性と効果的な授業への認識を促している。

◇エビデンス（資料）

- 【3-2-1】学生便覧（学部）（【資料 F-5】と同じ）
- 【3-2-2】学生便覧（大学院）（【資料 F-5】と同じ）
- 【3-2-3】シラバス（学部）（【資料 F-12】と同じ）
- 【3-2-4】シラバス（大学院）（【資料 F-12】と同じ）

（3）3-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、授業評価アンケートなどを通じ学生の声を把握し、学生がより理解しやすい授業展開となるよう FD 委員会・実習委員会・教務委員会を中心に、情報交換や研修会など実施していく。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学修状況として、平成 30(2018) 年度の学生の平均修得単位数は、1 年次で 46.7、2 年次で 87.8、3 年次で 125.4、4 年次で 136.6 と良好な結果である。

国家資格を必要とする職種を育てるという意味においてその合格率は重要なものとなる。例外的に平成 28(2016) 年度助産師国家試験、平成 30(2018) 年度の保健師国家試験の合格率が全国平均をやや下回ったが、それ以外は全国平均を上回っている。

4 年生には学力測定と国家試験の合格を目指し複数回の国家試験対策模擬試験を課している。1~3 年次生の低学年に対しても解剖生理や病理学のテストを実施している。また、3 年次の各領域実習開始前に解剖生理学の特別講義を実施し、学生の学修習熟度を確認しながら、4 年間の教育目的達成を目指している。近年 3 カ年の看護師・保健師・助産師の国家試験の状況は以下の通りである。

	平成 28 (2016) 年度				平成 29 (2017) 年度				平成 30 (2018) 年度			
	志願者数	受験者数	合格者数	合格率	志願者数	受験者数	合格者数	合格率	志願者数	受験者数	合格者数	合格率
看護師	117	117	114	97.4	105	105	104	99.0	105	104	102	98.1
保健師	51	51	48	94.1	48	48	41	85.4	48	47	37	78.7
助産師	10	10	8	80.0	6	6	6	100.0	10	10	10	100.0

就職に関しての状況は以下の通りである。

	平成 28 (2016) 年度				平成 29 (2017) 年度				平成 30 (2018) 年度			
	卒業生	希望者	決定者	率	卒業生	希望者	決定者	率	卒業生	希望者	決定者	率
就職	114	111	109	98.2	105	101	100	99.0	105	103	103	100.0
進学		3	3	100.0		4	4	100.0		1	1	100.0

大学院では、学位申請論文が最終的な学修成果を測る主たる評価指標となっており、定められた審査基準に従い、厳正・公平に学位論文審査を実施したうえで、学位を授与している。

学生に対しては、指導教員の開講科目を軸として継続的に専門領域の研究指導を行うとともに、学位論文作成に関する具体的な支援を行っており、2 年次 4 月に行われる「研

究計画発表会」、続く研究計画検討会において、研究計画案に対し、指導担当教員以外の教員から指導を受ける機会を設けている。また、修了予定年度末の「研究論文発表会」は、大学院全教員が最終的な学修成果を点検・確認する機会としている。

学位申請論文の審査については、「四日市看護医療大学学位規程」に則り、研究科の教員の内から選出された委員 3 人により構成される審査委員会によって実施され、「四日市看護医療大学大学院学位論文審査基準」に基づき、申請のあった学位論文に対する審査及び口頭による試問を行っている。審査委員会は、審査結果を研究科委員会に報告し、その報告に基づき研究科委員会において学位の授与を審議している。学位授与の可否の議決は出席委員の内 3 分の 2 以上の賛成を必要としており、最終結果は学長に報告され、学位授与の可否は学長が認定することとしている。

研究科委員会・教務担当者会議では、年度ごとの自己点検・評価活動を通して、学位申請論文の審査結果に加え、論文作成過程における学生の取り組み方、各教科の受講状況、大学院教員から寄せられた意見、大学院研究環境評価調査における学生からの意見、専門看護師（CNS）認定試験の合格状況などのデータを総合的・多面的に判断し、教育目標の達成状況、教育課程の編成・実施方針の適切性についての点検・評価を行っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

大学では学生に対して「授業評価アンケート」を実施しており、その結果は、教育推進・学生支援センター会議、教授会、学科会議で報告されるとともに、個々の意見が該当教員へ知らされる仕組みとしている。教員は対応策を明示することが義務付けられており、その対応策を学生へフィードバックすることとしている。

また、実習先においては、会議の中で実習施設の管理者・指導者から、実習における学生の態度や学修状況について指摘や要望を受け、実習環境や指導方法、教育内容の改善に対応している。その他、卒業生がいる実習先では、卒業生の状況などの情報を併せて収集し、学修成果を把握して以降の教育活動に活かしている。

大学院では、教務担当者会議による学修成果の点検・評価の結果は、研究科委員会において報告され、学修・研究指導やカリキュラムの改善に反映させている。

一方、学生の研究力の向上及び研究指導体制の充実に向けて、現行カリキュラムの見直しを実施し、平成 29（2017）年度から、研究関連科目の再編、共通科目の整理統合を内容とするカリキュラムとし、研究力を高めるための「看護研究演習」を 1 年後期に配当、特別研究を I・II・III とし特別研究 I を 1 年後期に配当し、早期から研究テーマに即した文献検討、研究計画立案の準備時間を確保できるようにした。その他、研究計画書の点検・評価の在り方について、平成 31（2019）年度から研究計画検討会を設けた。

また、大学院では院生に対して「研究環境評価調査」を実施しており、その結果を研究科委員会で協議し、早期対応を行っている。

看護職者の大学院進学の目的・動機として、専門看護師（CNS）あるいは認定看護師等の資格取得志向が強くなっている中、専門看護師（CNS）認定試験の合格率を高める

ため、関連病院とも協同しながら教員一同が連携し取り組んでいる。

なお、専門看護師(CNS)コースは26単位から38単位への移行について、令和2年(2020年)の申請手続きに向け準備を始めているところである。

◇エビデンス（資料）

【3-3-1】平成30年度 就職進路先一覧

【3-3-2】平成30年度 授業評価アンケート（【2-2-4】と同じ）

【3-3-3】平成30年度 大学院研究環境評価調査

（3）3-3の改善・向上方策（将来計画）

学修成果としては、国家試験の合格率や就職率を高い水準で維持できていると考えているが、国家試験全員合格を目指し、さらに低学年からの指導を強化する。

今後、就職先への訪問による意見交換や卒業生向けアンケートや就職先アンケート等を実施し、卒業生がどのように感じているのか、就職先では本学卒業生がどのような評価を受けているのかなどをより正確に把握し、今後の本学での教育活動に役立てていく。

[基準3の自己評価]

大学の教育目的から導かれたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを広く周知・公開できている。教育課程はカリキュラム・ポリシーに基づき、編成され、履修系統図によりディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの一貫性がわかり易く示している。

単位認定、進級基準、卒業認定等についてもディプロマ・ポリシーを踏まえた上で、教授会（大学院は研究科委員会）を通じて厳格に運用されている。

このような中で、高い水準の国家試験合格率や就職率を維持してきていることは適切な学修成果の評価であると認識している。

今後も学修状況、資格取得状況、就職状況、学生による授業評価、大学院生による研究環境評価への対応など、多面的に評価を進め、教育の質を高めるための活動をさらに充実させていく。

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学運営に関する重要事項は、大学の最高意思決定機関である「大学運営委員会」において審議・決定される。この委員会は、議長となる理事長のほか、学長（理事長兼任）、副学長、学科長、研究科長、教育推進・学生支援センター長、事務局長で開催するが、法人本部の事務長を加えており、法人も合わせた一元的な意思疎通が図れる体制を整えている。主な審議事項は、学則等諸規程の制定・改廃、教員配置計画、入試基本方針などで、これらが大学の設置目的に沿っているか、また経営面での健全性が確保されるかについて審議を行う。

平成 27（2015）年 4 月から、それまで教務委員会、学生委員会など委員会ごとで原案を作成し、教授会で審議・決定していた教学に関する事項を、より効果的に審議・決定・実施するために、「教育推進・学生支援センター」を立ち上げた。このセンターは「本学における教育活動を推進するとともに、学生の生活、学習支援を適正かつ円滑に行い、教育の充実に寄与するための教学マネジメントを推進することを目的」とした機関で、教育推進部門、学生生活部門、キャリア支援部門及び事務部門の 4 部門からなる教職協働のセンターである。教育推進部門には、教育推進委員会、教務委員会、実習委員会、FD 委員会が、学生生活部門には、学生生活委員会、保健室、学生相談室が、キャリア支援部門には、キャリア支援委員会、就職支援室、国家試験対策室が、事務部門には教学課がそれぞれ置かれている。このセンターには重要事項を審議するため教育推進・学生支援センターセンター会議を置いているが、この会議の議長は学長としており、副学長、学科長、研究科長、事務局長を構成員に入れることで全学的な教学マネジメント体制を組んでいる。学長のリーダーシップにより、大学院も含め、教学に関する重要事項を少人数で集中的に審議することができている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

教授会の規程改定により、平成 27（2015）年 4 月から、教授会の役割は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、そのほか教育研究に関する重要な事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるに留まることとなった。

そこで、全学的な教学マネジメントを構築するために、教育推進・学生支援センター

の議長を学長とした。これにより、学長は大学運営委員会の大学側トップであり、その下に組織された教育推進・学生支援センター会議及び教授会の議長であり、学長のリーダーシップの下に大学が運営される体制は整ったといえる。

また、平成 29（2017）年度から副学長を採用し、学長を補佐する体制を整え、これまで学長が権限を持っていた学部学科会議と大学院研究科委員会の担当を副学長に任せることで権限の分散と責任の明確化を行った。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教育推進・学生支援センターには教員で構成される教育推進部門、学生生活部門、キャリア支援部門に加え、事務職員で構成される事務部門があり、教職協働の教学マネジメント体制を取っている。

また、センターに置かれている教育推進委員会、教務委員会、実習委員会、FD 委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会の各委員会には事務部門長である教学課長が委員に入っており、職員の視点から各委員会に関わっている。

その他、基本的に学長（企画部長兼任）が事務職員とともに企画部で執務しており、教職員にとってオープンで対話しやすい環境としている。

◇エビデンス（資料）

【4-1-1】四日市看護医療大学運営委員会規程

【4-1-2】四日市看護医療大学教育推進・学生支援センター規程（【資料 2-2-1】と同じ）

【4-1-3】四日市看護医療大学副学長に関する規程

（3）4-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27（2015）年度に教育推進・学生支援センターを立ち上げたこと、平成 29（2017）年度に副学長を採用したことで、適切な権限の分散や責任の明確化が進み、本学の教学マネジメント体制は整ったと考えている。

4-2 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

令和元（2019）年5月1日現在、本学専任教員は40人、内訳は、教授13人、准教授10人、講師6人、助教7人、助手4人である。専門領域は30人で、内訳は基礎看護学5人、成人看護学6人、老年・精神看護学5人、小児・母性看護学7人、地域・在宅看護学7人である。助手4人は領域に属していない。教員については必要な確保と配置がなされていると考える。

教員の採用については、本学教員人事審議会において「四日市看護医療大学専任教員等採用選考規程」に則って行われている。教員人事審議会は会長である学長を始め、副学長、学科長、研究科長、事務局長で構成され、会長が必要と認める場合には審議委員以外の者を出席させることができることとしている。

採用については、「四日市看護医療大学専任教員等採用選考規程」に基づき、原則として毎年7月末日までに採用を必要とする人数、担当授業科目名、職位、採用学期、採用を必要とする理由等を記載した「翌年度に係る教員等配置計画書」を作成し、教員人事審議会で審議、計画的な選考をしている。

昇任については、「四日市看護医療大学専任教員等昇任審査規程」に基づき、申請者が11月末日までに学科長へ提出、学科長から学長へ提出後、教授会に報告され、教授会が設置する専任教員等昇任審査委員会で、「四日市看護医療大学看護学部専任教員昇任審査基準細則」に基づき審査している。

平成28年には昇任審査基準へ新たに「授業評価」を追加し、審査における一層の厳格化・適正化を図ったところである。

また、平成30（2018）年度から教職員の「勤務評価制度」の導入を試みており、昇任等へ反映させる体制を整えた。

これらを基に、平成30（2018）年度の審査においては教員1人の昇任（講師から准教授）が認められた。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の資質・能力向上への取組みについては、本学では、開設当初より、FD委員会（学部）及びFD担当者会議（大学院）を中心として、教員の資質・能力向上に取り組んでいる。直近3年間（2016から2018年）のFD活動は次の通りである。

平成 28 (2016) 年度

第 1 回研修会	日時：平成 28 年 8 月 18 日（木）10：00～11：30 形式：講演・グループワーク 講演者：本学 大西信行 講師 演題：臨地実習における困難学生の対応について ※助教・助手・臨地実習非常勤講師対象
第 2 回研修会	日時：平成 28 年 12 月 26 日（月）9：30～11：30 形式：講演・グループワーク 講演者：本学 石村由利子 教授 演題：FD マザーマップを利用して研究力向上のための考え方
第 3 回研修会	日時：平成 29 年 3 月 14 日（火）13：30～15：00 形式：講演 講演者：学校法人京都橘大学 理事長 梅本裕 演題：大学教育のあり方－学生を育てるための教育の課題－

平成 29 (2017) 年度

第 1 回研修会	日時：平成 29 年 8 月 2 日（水）10：00～11：30 形式：グループワーク テーマ：教員として授業（講義・演習・実習）における障がいのある学生への指導能力の向上
第 2 回研修会	日時：平成 29 年 12 月 27 日（水）10：00～11：30 形式：講演・グループワーク 講演者：本学 水野正延 副学長 演題：本学教職員に期待する社会貢献～FD マザーマップを活用して～

平成 30 (2018) 年度

第 1 回研修会	日時：平成 30 年 8 月 2 日（木）10：00～11：30 形式：グループワーク テーマ：学生主導でケア計画を立案する学生への対応
第 2 回研修会	日時：平成 30 年 12 月 26 日（水）10：00～11：30 形式：講演・グループワーク 講演者：星城大学 准教授 岸貴介 演題：研究指導に役立つ研究倫理申請～FD マザーマップを活用して～

大学院においても、FD 活動として以下の通り研修会を開催した。

平成 28 (2016) 年度

第 1 回研修会	日時：平成 29 年 3 月 9 日（木）10：00～11：30 形式：講演 講演者：中部大学学生相談室 佐藤枝里 准教授 演題：発達障害の傾向がみられる大学（院）生に対する支援の方略 ※学部学生生活委員会と共に
----------	--

平成 29（2017）年度

第 1 回研修会	日時：平成 29 年 9 月 2 日（土）10：00～11：30 形式：講演 講演者：フリーアナウンサー 藤田倫子 テーマ：研究発表におけるプレゼンテーション能力の向上を図る
----------	--

平成 30（2018）年度

第 1 回研修会	日時：平成 30 年 10 月 28 日（土）10：00～12：00 形式：講演 講演者：岐阜大学 名誉教授 箕浦とき子 テーマ：プレゼンテーション能力の向上を図る
----------	---

◇エビデンス（資料）

- 【資料 4-2-1】 四日市看護医療大学教員人事審議会規程
- 【資料 4-2-2】 四日市看護医療大学専任教員等採用選考規程
- 【資料 4-2-3】 四日市看護医療大学専任教員等昇任審査規程
- 【資料 4-2-4】 四日市看護医療大学看護学部専任教員昇任審査基準細則
- 【資料 4-2-5】 四日市看護医療大学教職員勤務評価実施要項
- 【資料 4-2-6】 四日市看護医療大学教職員勤務評価手順

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の確保と配置については、教育課程に沿ったものとなっている。
看護の専門分野によっては教員の獲得がより難しくなることが懸念されるが、それを念頭に改善への努力を重ねる。

昇任については、勤務評価制度の更なる活用など、より客観的かつ多角的な評価の実施を進めていく。

FD 活動については、学部 FD 委員会、大学院 FD 担当者会議を中心に企画・運営しており、教員の教育力向上に向けた活動を行っている。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

日常業務を通じた OJT を含め、大学職員としての能力の向上とともに、社会人としての資質向上を図るため、学内・学外の研修等を通じてその取り組みを進めている。

単に事務処理能力を向上させるだけでなく、学長や教員組織との連携関係のもと、主体的に企画・立案能力を発揮し、課題解決を実践する能力や大学運営をマネジメントする能力を養うことを意識しており、大学の 3 つのポリシーに基づく自己点検・評価及び内部質保証に関すること、教学マネジメントに関わる専門的職員の育成、大学改革、高大接続、IR、その他業務領域の知見向上に関わる取り組みなどを実施している。

テーマにより教職員全員参加とすることや管理職向けの研修、中堅者向け研修、分野別研修なども意識しながら実施しているほか、三重県下の私立大学で相互乗り入れできる仕組みを活用し、他大学の研修に参加するなど、自己研鑽の機会を増やす意識をしている。

また、勤務評価制度を導入したことにより、総じて職務に対する工夫や勤労意欲の向上が促進されると考えている。

平成 28 年度

テーマ	講師（担当）	会場	参加
ハラスメント研究会 ワークショップ	荻原典子弁護士ほか	名古屋大学	ハラスメント委員長庶務課長
高大連携合同研修 「高大接続改革への対応」	河合塾教育イノベーション本部 近藤治	本学	教職員全員
大学改革研修 「自己点検・評価と内部質保証」	四日市看護医療大学 三宅事務局長	本学	教職員全員
大学改革研修 「アクティブラーニング」	株式会社内田洋行	四日市大学	教職員
職員のスキルアップ 「問題解決能力向上研修」	株式会社インソース 公開講座	名古屋市	庶務課職員
私学合同研修 「戦略的な経営を実現する大学 経営管理システム」	SAS Institute Japan 安海栄幸	高田短期大学	教職員全員

大学改革研修 「大学教育のあり方」	京都橘学園 梅本理事長	本学	教職員全員
ハラスメント防止研修 「発達障害の傾向がみられる学生に対する支援の方略」	DVD研修	本学	教職員全員

平成 29 年度

テーマ	講師等	会 場	参加予定
大学改革研修 「学生エンゲージメントと大学教育の質的転換～IRの活用～」	京都大学准教授 山田剛史	名古屋大学	I R課職員
職員のスキルアップ 「学校法人会計実務マスターコース」	日本経営協会実施 公開講座	名古屋市	会計課職員
職員のスキルアップ 「研究費管理・監査体制の構築基本コース」	日本経営協会実施 公開講座	名古屋市	会計課職員
職員のスキルアップ 「オーナーシップ研修」当事者意識を高め主体的取組を進める	株式会社インソース公開講座	名古屋市	入試課職員
高大連携合同研修 「迫り来るグローバル化へのどう立ち向かうのか」	株式会社進研アド 益子裕也	本学	教職員全員
大学改革研修 (DVD 研修) 「3つのポリシーと内部質保証」	大阪大学 佐藤浩章 玉川大学 菊池重雄	本学	教職員全員
私学合同研修 「高校現場で始まっている教育改革の現状」	株式会社リクルートマーケティングパートナーズ 木村健太郎	アスト津	教職員全員
ハラスメント防止研修 「なくそう、防ごう、気づこう アカデミックハラスメント」	DVD 視聴研修	本学	教職員全員
大学改革シンポジウム 「三重県内学生相談室の現状と課題」	鈴鹿大学国際人間科学部 仲律子教授他	高田短期大学	教職員全員
私学合同研修 「10年後、価値ある大学を目指して」	大正大学教授 山本雅淑	アスト津	教職員全員

管理職研修 「問題職員への対応を巡る法律」	日本経営協会実施 公開講座	名古屋市	事務局長 事務局次長
--------------------------	------------------	------	---------------

平成 30 年度

テーマ	講師等	会 場	参加予定
高大連携合同研修 「高大接続改革で教育はどう変わるのであるのか」	リクルートカレッジマネジメント編集長 小林浩	本学	教職員全員
大学職員が実践する I R	コンソーシアム京都	京都市	I R 課職員
I R 研修 「I R を大学運営・看護教育にどう活かすか」	聖路加国際大学 I R 推進室 永瀬マネージャー他	東京都	I R 課職員
職員のスキルアップ (中堅社員研修) ~管理職を補佐し、部の成果を出す!~	株式会社インソース 公開講座	名古屋市	庶務課職員
職員のスキルアップ 「オーナーシップ研修」当事者意識をもち働きかける存在になる	株式会社インソース 公開講座	名古屋市	会計課職員
職員のスキルアップ 「労働基準法の基礎」	日本経営協会 公開講座	名古屋市	庶務課長
ハラスメント研修 「アカデミックハラスメント」	株式会社ハーモニクリエイション 白石恵美子	本学	教職員全員
管理職研修 「大学運営と教職協働の課題」	中京大学情報システム 課 大津正知	高田短期 大学	事務局長

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学規模に応じた少ない人員であるため、階層別研修など系統立てた研修体制が難しいが、職員一人ひとりの知識習得はもとより、厳しい大学間競争を勝ち抜くことができるよう大学経営に対する意識の向上を一層図っていく。

◇エビデンス（資料）

【資料 4-3-1】 四日市看護医療大学スタッフディベロップメント規程

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

学生に対する環境という点では、学生生活調査において約 80%の学生が「施設・設備」が「充実している」と評価し、「事務窓口の対応」については約 85%が「ていねい、すばやい」と評価しているほか、80%超の学生が「全体的に感じがよい」と回答していることなど、良好な環境が整えられていると判断している。

教員には研究室を整備している。研究室は本館 3～5 階と B 館 5 階にあり、助教・助手は共同研究室、講師以上には個別の研究室が与えられている。また、全教員に館内入り口の鍵を貸与しており、いつでも研究活動が行える体制としている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関しては、「四日市看護医療大学研究倫理規程」を定め、研究における倫理的基準を充たしているかについて「四日市看護医療大学研究倫理審査要領」に従い、研究倫理委員会（学部）または研究倫理担当者会議（研究科）で厳正に審査している。

また、研究活動に係る不正行為防止のために「四日市看護医療大学研究活動に係る不正防止に関する規程」を、公的研究費の不正使用に関しては「四日市看護医療大学公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程」及び「四日市看護医療大学公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」をそれぞれ定め、厳正に運用している。

厳格な運用を図るための適切な知識習得のため、全ての教員及び研究科学生に、毎年、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する e ラーニングプログラムの受講を義務付けている。

その他、教職員が外部機関の治験審査委員会委員や研究倫理委員会委員を務めるなど、研究倫理に対する認識は高いと判断している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究費については、「四日市看護医療大学個人研究費取扱内規」を定め、助手から教授まで職位に応じて個人研究費を支給している。具体的には教授に年間 48 万円、准教授に 45 万円、講師に 40 万円、助教に 35 万円、助手に 24 万円と一定水準の研究費を支給し研究意欲の促進を図っている。

また、「四日市看護医療大学特別研究費取扱規程」により、本学の附置機関である「地域研究機構」において、本学の学術研究の水準の向上に貢献すると認められるもので、個人研究費の範囲では行うことのできない研究を専任教員が一人若しくは共同で行う研

究に対して特別研究費を支給している。そのほか、寄付金を原資とする「宮崎徳子研究奨励金」などで教員の研究活動を支援している。外部資金に係る間接経費に関しても、「四日市看護医療大学外部資金に係る間接経費取扱規程」を定め、教員の研究支援になるよう適切に運用している。

外部資金の導入に関しては、「四日市看護医療大学共同研究取扱規程」、「四日市看護医療大学受託研究取扱規程」を整備し、「四日市看護医療大学公的研究費取扱規程」などにより、教員の研究活動を支援している。

◇エビデンス（資料）

- 【4-4-1】平成30年度学生生活調査（【資料2-2-3】と同じ）
- 【4-4-2】四日市看護医療大学研究倫理規程
- 【4-4-3】四日市看護医療大学研究倫理審査要領
- 【4-4-4】四日市看護医療大学研究活動に係る不正防止に関する規程
- 【4-4-5】四日市看護医療大学公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程
- 【4-4-6】四日市看護医療大学公的研究費の管理・監査のガイドライン
- 【4-4-7】四日市看護医療大学個人研究費取扱内規
- 【4-4-8】四日市看護医療大学特別研究費取扱規程
- 【4-4-9】地域研究機構設置規程
- 【4-4-10】宮崎徳子研究奨励金内規
- 【4-4-11】四日市看護医療大学外部資金に係る間接経費取扱規程
- 【4-4-12】四日市看護医療大学共同研究取扱規程
- 【4-4-13】四日市看護医療大学受託研究取扱規程
- 【4-4-14】四日市看護医療大学公的研究費取扱規程

（3）4-4の改善・向上方策（将来計画）

研究支援に関しては、規程等に則り厳正に実施しているが、教員の研究に対する意識をより高める工夫を考えるとともに、研究倫理に関する啓発活動や研究へのサポートなど、大学として積極的に教員の研究活動を支援する体制を更に整えていきたいと考える。

[基準4の自己評価]

教学マネジメントについては、教育推進・学生支援センターの立ち上げや副学長の配置により、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整えた。

教員の配置・職能開発については、FD委員会が教員の教育力向上のための各種研修会を実施するとともに、授業評価アンケートの活用など教員の職能開発のための活動を行っている。また、大学全体で勤務評価制度を導入し更なる職能開発へのきっかけとした。

研究支援については、研究倫理に関する規程等を整え、研究倫理に関する研修の受講を義務付けるなど、適正な体制は整っていると考えている。

今後、研究活動がより活発化されるよう、教員の研究活動のための環境整備を進めるとともに、教員の意識向上に向け努力していく。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園では、寄附行為の第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」とその目的を明確に示し、すべての教職員に対しては、就業規則において「学校法人暁学園職員は教育基本法ならびに建学の趣旨に沿い、心身ともに健康な国民の育成を期して、その責務を誠実に遂行し明朗真摯にして秩序ある学園の実現に務めなければならない。」と求めている。

また、寄附行為では学園の最終意思決定機関である理事会並びに理事長の諮問機関である評議員会の設置等について定めており、その施行規則において理事会に提出すべき議案や理事会に報告すべき事項、評議員会の議決事項や報告事項を明記しているほか、

「学校法人暁学園組織規程」、「学校法人暁学園事務分掌規程」等において法人の管理及び運営に関する基本的事項を定め、「学校法人暁学園公益通報者保護規程」等により法令・規則の遵守を通じた法人の維持を図っている。

さらに、「暁学園経理規程」「暁学園資金運用管理規程」「暁学園私立学校法に基づく財務情報公開閲覧規程」などの規則を制定し、「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」

「学校法人会計基準」等の法令とともに遵守する中で、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園では寄附行為の第 3 条において定める使命・目的を実現するため、昭和 63 (1988) 年より 5 カ年ごとの中期経営計画を策定し、それを事業推進の基礎に掲げて継続的に鋭意努力を重ねてきた。中期経営計画を着実に遂行するにあたっては、本学園の最高意思決定機関である理事会の意思決定のもと、中期経営計画を基礎とした年度ごとの事業計画の策定やその計画に必要な予算編成を行うなど、事業推進のための諸条件の整備も継続して行っている。

四日市看護医療大学の学則には「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職人を育成することを目的及び使命とする。」とさらに具体的な大学における使命・目的も定めており、その実現に向けて、現在、第 7 次中期経営計画の 2 年目の事業計画にとりかかかっている。

また、本学では大学運営に関する最高意思決定機関として「大学運営委員会」が設置

されており、これが本学における管理部門と教学部門との連携の基盤となっている。設置については、学則で「本学の管理運営に関する重要な事項を審議するため大学運営委員会を置く」と明記し、必要な所掌事項等を四日市看護医療大学大学運営委員会規程で定めている。

そのほか、開学当初の平成 19（2007）年度から四日市市副市長を委員長とする「四日市看護医療大学運営協議会」を設置し、学園側は学長、学部長、理事らを、四日市市側は副市長のほか、教育長や政策推進部長らをメンバーとして、大学運営状況の報告やより良いあり方などについての協議を毎年継続して行っており、第三者のチェック等を受けながら、より地域の保健、医療、福祉に寄与し得る看護医療専門職人の育成を目指し、継続的に教育・研究への取り組みを進めているところである。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は環境保全に対する基本理念を「持続可能な循環型社会の実現に貢献するため、地球環境問題の重要性を認識し、教職員及び学生一人ひとりが環境への配慮に自覚と責任を持ち、教育・研究活動をはじめとするキャンパスにおける全ての活動を通じて、豊かな地球環境の保全という視点に立ち、環境負荷の低減に向け積極的に貢献することである。」とし、この理念に基づく環境基本方針を下記の通り定めており、大学ホームページや学生便覧等で周知を図っている。

- ①省資源・省エネルギー及び廃棄物の減量・再資源化に努める。
- ②環境に関する法令等を遵守する。
- ③地球環境問題についての教育・研究及び啓発活動に取り組む。
- ④環境方針は積極的に公表していく。

本学の人権への対策としては、世界人権宣言、日本国憲法、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、労働法、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、本学で学び、研究し、働く全ての人に対し、ハラスメント、さまざまな差別や偏見などの人権侵害を防止・排除するとともに、個人の人権が尊重され、安全で公正な環境の下で学び、研究し、働く権利を保障するために「ハラスメント対策ガイドライン」を定めている。このガイドラインに基づき、ハラスメントの防止に努めるとともに、発生したハラスメントに厳正に対処するものとしている。これらを実効性高いものとするため、ハラスメント対策委員会が中心となり啓発活動や研修等を通じて理解を深める努力を続けている。

また、本学では、教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とし、安全衛生管理体制を整えていくために、労働安全衛生法に基づき「安全衛生委員会」を設置している。委員会は、総括安全衛生管理者、産業医、教職員代表で構成されており、毎年、学内巡視・職場巡視をはじめ、定期健康診断の受診率 100%の啓発、インフルエンザ等の感染症への対応やストレスチェックによる傾向分析及び個別対応、ウォークラリー等の健康促進事業の実施、更に全国・地方の安全衛生関連行事の周知・啓発活動など、精神的観点と物理的観点の双方から学内の労働環境を注視している。

平成 30（2018）年実施のストレスチェックにおいても、全教職員のストレス結果（「仕事の量・コントロール」及び「職場の支援」）並びに（「量的負担」、「コントロール（自

分のペースでできるコントロール)」)、「上司の支援」、「同僚の支援」全ての項目において、ストレスが低い状況と診断され、良好な労働環境水準を維持しているという認識である。

ストレスチェック診断

実施	人 数	平均点数※				健康リスク※		
		量的 負担	コント ロール	上司の 支援	同僚の 支援	量のコン トロール	職場の 支援	総合健康 リスク
2018年	61	8.1	8.4	7.9	8.5	95	86	82
全国平均	—	7.9	7.2	6.6	8.2	100	100	100

※平均点数（量的負担、コントロール、上司の支援、同僚の支援）は、高い点ほど良好

※健康リスクは、低い点ほど良好

その他、大規模災害の発生時の対応策として、「消防計画（防火・防災共通）」、「防災マニュアル」を作成しており、大規模災害が発生した際の避難誘導、救助、消火等の具体的な分担と対策を定め、防災訓練を年1回実施している。防災訓練は、学生・教職員とも全員参加で実施しており、避難や安否確認等のほか、非常食の準備や配給、AED講習等を行って防災意識の向上を図っている。

また、本学の教員や学生が四日市市の消防団に自主的に参画しており、機能別団員として保健師や防災士の資格を活かした役割を担い、消防訓練や被災地支援等に積極的に参画するなど、地域の啓蒙活動等に貢献している。

◇エビデンス（資料）

- 【資料 5-1-1】学校法人暁学園寄附行為（【資料 F-1】と同じ）
- 【資料 5-1-2】学校法人暁学園寄附行為施行規則（【資料 F-1】と同じ）
- 【資料 5-1-3】学校法人暁学園組織規程
- 【資料 5-1-4】学校法人暁学園事務分掌規程
- 【資料 5-1-5】学校法人暁学園公益通報者保護規程
- 【資料 5-1-6】学校法人暁学園経理規程
- 【資料 5-1-7】学校法人暁学園資金運用管理規程
- 【資料 5-1-8】学校法人暁学園私立学校法に基づく財務情報公開閲覧規程
- 【資料 5-1-9】学校法人暁学園第7次中期経営計画
- 【資料 5-1-10】四日市看護医療大学運営委員会規程（【資料 4-1-1】と同じ）
- 【資料 5-1-11】四日市看護医療大学学則（【資料 F-3】と同じ）
- 【資料 5-1-12】四日市看護医療大学運営協議会設置要綱
- 【資料 5-1-13】四日市看護医療大学環境方針
- 【資料 5-1-14】四日市看護医療大学ハラスマント対策ガイドライン
- 【資料 5-1-15】四日市看護医療大学ハラスマント対策委員会規程
- 【資料 5-1-16】四日市看護医療大学安全衛生委員会規程
- 【資料 5-1-17】四日市看護医療大学消防計画（防火・防災共通）
- 【資料 5-1-18】四日市看護医療大学防災マニュアル（防火・防災共通）

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も寄附行為や諸規程の遵守を徹底させることは当然のことながら、法令等の改正にも即対応できるように常に細心の注意を払っていくことで、適切な学園運営を継続させる。

また、使命・目的を実現させるためには、中期的な計画とそれに基づく年度ごとの事業計画及び予算措置が必要となる。今後も引き続き、事業計画の策定とそれに基づく予算の編成を継続し、さらには四日市市との大学運営協議会についても、これまでと同様に定期的に開催し第三者の意見を取り入れることによって、さらに大学運営を向上・発展させる。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学園の最高意思決定機関である理事会は、「学校法人暁学園寄附行為施行規則」の第6条（会議）に基づき、定例会を原則、年3回開催している。5月には主として決算案件を、12月には主として予算方針・教務案件を、3月には主として予算案件・人事案件・諸規程案件等を審議しており、臨時案件が生じた場合には、その都度、臨時理事会を開催することとしている。

現在、理事は、学校法人暁学園寄附行為の第9条(理事の選任)に基づき、(1) 四日市大学学長、(2) 四日市看護医療大学学長、(3) 評議員のうちから評議員会において選任した者3人以上5人以内、(4) 学識経験者のうち理事会において選任した者5人以上8人以内で、併せて10人で構成されている。理事会の過去3カ年の平均出席率は、平成28年度が87%、平成29年度が93%、平成30年度が90%となっている。

理事会の構成員には、民間企業の経営者が含まれていることから、学園運営に関する協議に対し、企業経営的な意見や考え方等を取り入れることができる体制にあり、より一層戦略的な意思決定を可能としている。

また、法人運営の一層の円滑化を図るため、理事会の下に常勤理事らで構成する常任理事会を任意に設け、原則として毎月1回開催している。学園全体の将来計画や財政状況の検討のほか、理事会の審議事項についての事前協議や法人部門と大学との調整等も行っており、理事会の意思決定を円滑に行う上で大きな役割を果たしている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

学校を取り巻く環境は厳しさを増しており、幅広い情報収集や様々な角度からの情報分析など、変化への対応は、今後ますます求められることになる。今後も継続して民間企業の現役経営者など外部の有識者を理事に含め、幅広い視点から戦略的な意思決定が可能となる体制づくりを進めていく必要がある。

常任理事会については、理事会の意思決定を円滑に行うための機能を発揮するため、毎月1回定期的に開催しているが、必要に応じて臨時の常任理事会を開催するなど、今後も十分な協議と意見交換に努めていく。

また、理事会は、本学園の最高意思決定機関であるため、高い出席率が求められる。理事の構成員が民間企業の経営者もいるため、出席者が1人でも多くなるように、理事会の開催案内を早めに通知するなど、今後も、理事の出席状況が常に高出席率に繋がるように日程調整や開催時刻に配慮を行っていく。

◇エビデンス（資料）

【資料 5-2-1】学校法人暁学園寄附行為（【資料 F-1】と同じ）

【資料 5-2-2】学校法人暁学園寄附行為施行規則（【資料 F-1】と同じ）

- 【資料 5-2-3】学校法人暁学園理事及び監事名簿
- 【資料 5-2-4】学校法人暁学園常任理事会名簿
- 【資料 5-2-5】学校法人暁学園理事会開催状況表
- 【資料 5-2-6】学校法人暁学園評議員会開催状況表
- 【資料 5-2-7】学校法人暁学園常任理事会開催状況表

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

曉学園の管理運営機関として、法人には理事会及び常任理事会が設置され、大学には大学運営委員会が設置されている。

学園の最高意思決定機関である理事会では、理事長が如何なくリーダシップを発揮できる体制とするため、理事長業務を補佐する常務理事のほか、総務・財務を担当する総務財務担当理事を置いている。また、大学の学長も理事として選任されており、理事長がリーダシップを発揮しつつも、法人部門と大学部門の双方が意思疎通し、互いに連携しながら協議を進めることができている。

また、大学の最高意思決定機関である大学運営委員会は委員長を理事長とすることが定められており、現在大学学長を兼任している理事長をトップに据えていることで、法人と大学相互の意思伝達や大学運営の周知等が円滑に行われているとともに、法人の事務長も構成メンバーとして出席することとしており、この会議体において法人サイドとの情報共有やチェック体制を一層機能させることができている。

理事会の諮問機関である評議員会においては、四日市大学から学長、副学長の2名が、四日市看護医療大学からは学長、副学長ら3名が選任されていることから、法人部門と大学部門が理事会の審議事項や運営に対して相互にチェックし合える体制ができあがっている。

監事は寄附行為の定めにより2名を選任しているが、監査業務において業務・財務に対するチェックを行うほか、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて理事会運営に対して意見を述べるなど、法人部門と大学部門の両サイドの運営に対してチェック機能が働いている。

また、平成31年4月に学園内に内部監査室を設置し、監査機能の強化を図ったところである。

◇エビデンス（資料）

【資料 5-3-1】四日市看護医療大学大学運営委員会規程（【資料 4-1-1】と同じ）

【資料 5-3-2】学校法人曉学園内部監査規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

理事会の下に設置された常任理事会の事前協議は、理事会における意思決定を円滑に行うために極めて重要な役割を果たしている。今後も法人・大学間の情報共有を密に図った上で事前協議する体制を継続させていく。

また、法人及び大学が互いにチェックする体制は健全な学園運営を継続する上において必要不可欠である。理事会の諮問機関である評議員会においては今後も構成メンバー

に複数の大学部門の教職員を選任し、大学運営委員会においては法人サイドの理事や事務長を委員としていくことで万全なチェック体制の維持を図る。

さらには、監事の監査業務を支援することを目的として今年の4月に設置した「内部監査室」の稼働にともない、監事との連携を深めながら監事の監査機能をさらに強化させるとともに学園運営に対するチェック体制を向上させる。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園では、昭和 63（1988）年より 5 カ年ごとに曉学園中期経営計画とそれに基づく 5 カ年予算を策定しているが、年度ごとの予算については、5 カ年予算を基にした上で、年度進行に伴う状況の変化に対応して、毎年度、予算の再編成を行い、それを財務運営の基礎として運営している。

また、昭和 63（1988）年から四日市市長を委員長とする「四日市大学運営協議会」を、平成 19（2007）年度からは四日市市副市長を委員長とする「四日市看護医療大学運営協議会」を設置し、毎年 1 回、学園側は理事長や学長、学部長らを、四日市市側は市長・副市長のほか、教育長や政策推進部長らをメンバーとして、大学を中心とする学園の財務運営に関する協議も行いながら財務運営を進めてきた。

さらに、平成 20（2008）年には、健全な財政運営を確立することを目的として、曉学園常務理事等 4 名に四日市市より選出された委員 3 名を加えた計 7 名を構成員とする「曉学園財政改善委員会」を立ち上げ、「第 5 次曉学園中期経営計画」を見直した「財政改善計画案」を新たに策定した。この「財政改善計画案」は、学生確保策による収入増、人件費削減、不要不急の経費削減を柱としたもので、平成 20（2008）年度から平成 24（2012）年度までの資金収支差額累計の大幅な改善と平成 25（2013）年度以降の資金収支差額黒字化を目指して立案されたものである。立案後は、この「財政改善計画案」の進捗状況を検証するための第三者機関として、四日市市の政策推進部長や財政経営部長らを委員とした「曉学園財政評価検討委員会」を設置し、毎年、「財政改善計画案」の進捗状況について検証を受け、助言を得てきた。平成 28（2016）年度末をもって「曉学園財政評価検討委員会」は解消することとなったが、その後も各大学の運営協議会での協議は毎年、継続して行っており、その都度、大学及び学園全体の財政状況について意見や助言をいただきながら財務運営を進めている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学園全体の過去 5 カ年の収支状況は、下表「学園全体の過去 5 カ年収支状況」とおり、事業活動収支差額（消費収入超過額）が支出超過で推移しているが、支出超過部門の四日市大学の大幅な財務改善施策に取り組んだ結果、平成 29（2017）年度からその効果が現れ始め、平成 30（2018）年度の事業活動収支（基本金組入前）において黒字転換することができた。

四日市看護医療大学単独では、開学当初の平成 19（2007）年度こそ消費収支、帰属収支のいずれも支出超過であったものの、その後、順調に学生を確保し、国庫補助金の獲得や受託事業を拡大する中で着実に収支黒字を確保し安定した財務基盤を築き上げて

きた。

安定的に収入を確保するため、国庫補助金の獲得にも積極的に取り組んでいる。平成25（2013）年度から大学改革の基盤充実に組織的・体系的に取り組む大学を重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」が開始されているが、本学においては、平成27（2015）年度より3年間継続して支援対象校（タイプ1・タイプ2）に選定されており、平成28（2016）年度には「教育研究活性化設備整備事業」補助金も獲得することで、財政基盤をさらに強化している。

学園全体の過去5カ年収支状況

(千円)

消費収支計算書	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
帰属収入	4,100,184				
基本金組入	△155,497				
消費収入	3,944,687				
消費支出	4,222,598				
消費収支差額	△277,911				
帰属収支差額	△122,414				

(千円)

事業活動収支計算書	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収入		4,024,093	4,049,641	4,018,438	4,184,302
経常支出		4,206,546	4,336,242	4,066,134	4,175,891
基本金組入		△170,024	△145,154	0	△24,870
事業活動収入		4,032,950	4,067,044	4,027,220	4,202,119
事業活動支出		4,270,857	4,350,888	4,102,043	4,199,753
事業活動収支差額		△237,907	△283,844	△74,823	2,366
経常収支差額		△182,453	△286,601	△47,696	8,412

大学単独の過去5カ年収支状況

(千円)

消費収支計算書	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
帰属収入	888,795				
基本金組入	△10,267				
消費収入	878,528				
消費支出	789,379				
消費収入超過額	89,149				
帰属収支差額	99,416				

(千円)

事業活動収支計算書	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
経常収入		901,510	906,682	909,523	878,815
経常支出		785,360	803,932	825,728	806,899
基本金組入		△17,748	△37,568	0	△8,649
事業活動収入		903,156	918,953	913,248	880,971
事業活動支出		835,360	804,999	847,238	811,708
事業活動収支差額		67,796	113,954	66,010	69,263
経常収支差額		116,150	102,750	83,795	71,916

◇エビデンス集 資料編

【資料 5-4-1】平成 30 年度 学校法人暁学園事業計画

【資料 5-4-2】平成 30 年度 学校法人暁学園予算編成について

【資料 5-4-3】学校法人暁学園第 7 次中期経営計画（【資料 5-1-9】と同じ）

【資料 5-4-4】計算書類（5 年間）（【資料 F-11】と同じ）

【資料 5-4-5】平成 30 年度 学校法人暁学園財産目録

【資料 5-4-6】平成 31 年度 学校法人暁学園予算書

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

現在、令和 2（2020）年度開設予定で新学科の設置認可申請を行っており、そのためにもさらなる財政基盤の強化に取り組まなければならない。

平成 30（2018）年度からは「第 7 次暁学園中期経営計画」に基づいた予算編成を行っているところであるが、学生確保を最重要課題として取り組むことは当然のことながら国庫補助金の増額確保に向けた大学内の様々な改革を進めるほか、定員充足率の適正管理にも力点を置き、さらなる収入増加を図る。一方、各大学の運営協議会において第三者からの財政運営に対する意見や助言をいただきながら支出面の管理をさらに強化し収支均衡を進める。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、学校会計基準を遵守し、学校法人曉学園経理規程、学校法人資金運用規程等に沿って適切に行っている。会計処理を行うにあたって問題等が生じた場合には、すぐさま監査法人に相談し、事柄によっては私学事業団経営相談室にも相談するなどして、適正な会計処理に努めている。

日々の会計業務は、各部署からの請求を会計担当者と会計課長がチェックし、事務局長決済で執行する流れになるが、本学では、学校法人全体を統括的に管理できる会計システムを導入しており、操作毎に権限を付与した上で伝票データの入力、決済、検索、出力等を行うなど、システム上のチェック機能も強化している。さらには、予算執行の状況を会計課だけでなく、各部署においても個別に確認できるシステムとなっているため、より適切な執行管理を可能にしている。本学が行っているこれらの会計処理のしくみについては、監査法人からも高い評価を得ている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人と監事によって行われている。監査法人の監査は、年間 10 日前後で、会計帳簿書類や証憑書類等をもとにして、会計処理の内容、予算執行、組織の運営状況、内部統制の検証など、年度比較も行いながら厳正に調査されており、指摘事項等があった場合には、理事長に報告するとともに、早急な是正対応を行うこととしている。

2 名の監事による監査は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 18 条の定めに基づき、業務及び財務の状況に関するヒアリングを行う形で調査を行っている。また、業務監査をより円滑に行えるよう、平成 30 (2018) 年 11 月からは監事 1 名を毎月 1 回開催する常任理事会の構成メンバーに加え、学園運営に関する重要事項の報告を行うほか、重要課題の意思決定にも参加させている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 5-5-1】平成 30 年度 監事による監査報告書（【資料 F-11】と同じ）

【資料 5-5-2】学校法人曉学園経理規程（【資料 5-1-6】と同じ）

【資料 5-5-3】四日市看護医療大学研究費のハンドブック

【資料 5-5-4】学校法人曉学園 内部監査規程（【資料 5-3-2】と同じ）

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、今後も複数チェックの体制を継続し、不正処理等がないよう常

に細心の注意を払い適正処理を行っていく。

監査については、平成 31（2019）年 4 月に内部監査室を設置し、監査体制を強化した。今後は内部監査室と監事が密に連携し、これまで以上に円滑かつ厳正な監査を実施することで監事監査の充実を図っていく。

また、平成 27（2015）年 12 月 24 日付けで通知された「学校法人における会計処理等の適正確保について」にて大学の周辺団体の会計に対する管理体制の強化が求められている。本学においても複数の周辺団体が存在するが、今後は内部監査室が中心となってこれまで以上に厳正な監査の実施を進めていくこととしている。

[基準 5 の自己評価]

本学及びその設置者である曉学園は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令を遵守し、学校法人の基本規則である「学校法人曉学園寄附行為」や「四日市看護医療大学学則」、「四日市看護大学大学院学則」等の組織倫理に関する種々の規程に基づき、適切な運営を行っている。

理事会は、本学の使命・目的の達成に向けて「常任理事会」を設けるなど使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備しており、「学校法人曉学園寄附行為」に基づき適切に運営されている。理事及び監事の選考に関しては、「学校法人曉学園寄附行為」及び「学校法人曉学園寄附行為施行規則」に規定されており、公正かつ適切に選考している。理事会への理事及び監事の出席状況は良好である。

評議員会は、「学校法人曉学園寄附行為」に基づき適切に運営されている。評議員の選考に関しては、「学校法人曉学園寄附行為」及び「学校法人曉学園寄附行為施行規則」に規定されており、公正かつ適切に選考している。評議員会への評議員の出席状況も良好である。教職員や卒業生からも評議員に選任されることが規定されており、評議員会が理事会に意見具申等をする仕組みも設けることで、運営の改善に反映させている。

また、平成 26（2014）年 2 月の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正により、公的研究費不正事案に対してより実効性のある取り組みが求められることとなった。会計処理を適正かつ厳正に執行・管理することは言うまでもなく、規程等の整備やコンプライアンス教育の実施等、不正行為を事前に防止するための取組みについても進めているところである。

これら厳格な体制を遵守する中、継続して安定的な学生確保ができているとともに、大学の収支についても基本金組入前の当年度収支において毎年プラスが続いている状況にあり、確固たる経営基盤を維持している。

総じて経営・管理と財務において適正な運用がなされていると認識している。

基準 6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

2018 年 3 月、学校法人暁学園本部から第 7 次中期経営計画（2018-2022）が発表された。計画では、①教育力強化プラン②ネットワーク強化プラン、③募集戦略強化プラン、④教育環境強化プラン、⑤経営基盤強化プランの 5 つの強化プランが規定され、本学もそれぞれの対応が必要となる。

組織としては、大学を運営し中期経営計画を実現していくため、大学の最高意思決定機関である大学運営委員会を始め、教授会、教育推進・学生支援センター、大学院研究科委員会、事務局などが組織されている。学長が学園理事長を兼務することで大学と学園との意思疎通も円滑に進められている。また、大学組織の強化のため平成 29 年 4 月には学長を補佐する機能を高めるため副学長を配置した。

学部各種委員会は大別して 3 つである。学長を中心とした 5 つの委員会、教授会の下には 11 の委員会、教育推進・学生支援センターの元には事務部門のほか 3 部門、すなわち教育推進部門、学生生活部門、キャリア支援部門が置かれ、それぞれの部門が複数の委員会を管轄している。

大学院研究科委員会では、教育効果を上げるために教務担当者会議、自己点検・評価担当者会議、FD 担当者会議、入試担当者会議、研究倫理担当者会議の、5 つの担当者会議を置いて、大学院を担当する教員を適切に配置している。

教員組織では、基礎・教養科目群を担当する教員と、専門科目群を担当する教員を区分している。本学は看護の単科大学であり、専門領域は基礎看護学、成人看護学、母性看護学、小児看護学、老年看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学の 8 領域に区分している。また、近接領域をまとめて 5 つの分野を設定することで、教員の交流が進むように工夫をした。さらに、教員間の情報共有を促進するため、助手を含めた全教員を集めた学科会議（教員会議）を毎月開催することとしている。

内部質保証を担う「自己点検・評価委員会」は教授会の下にある委員会であるが、全ての内容が教授会へ報告されチェックを受ける体制である。教授会の議長は学長と定められていることから、自己点検・評価委員会の内容は直接学長に届く仕組みであり、実態的には学長が自己点検・評価委員会の責任者といえる。

また、教授会の内容は所属領域の全教員へ直ちに伝えられるため、様々な学長の意思伝達も速やかに反映されている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の方針など、学長の意思伝達は全教員へ素早く浸透しており特段の問題はない

判断しているが、内部質保証という観点からは、教育面での検証は関心が高いが、経営・財務などの側面に対する認識が不足している状況にあるため、全教職員が様々な面から内部質保証の意識を高められるよう工夫をしていきたい。

◇エビデンス（資料）

- 【資料 6-1-1】 学校法人暁学園第7次中期経営計画（【資料 5-1-9】と同じ）
- 【資料 6-1-2】 四日市看護医療大学組織図
- 【資料 6-1-3】 四日市看護医療大学運営委員会規程（【資料 4-1-1】と同じ）
- 【資料 6-1-4】 四日市看護医療大学教授会規程（【資料 2-1-5】と同じ）
- 【資料 6-1-5】 四日市看護医療大学自己点検・評価委員会規程

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は平成25（2013）年度から自己点検・評価を強化するため、自己点検・評価委員会が中心となり、教授会や研究科委員会ほか全ての委員会、各看護学専門領域、事務部門の各課及び付属施設の地域研究機構に対して、PDCAサイクルに基づく年次活動報告書の提出を義務付け、更に自己点検・評価報告書を3年に1回作成することとし、結果を全教職員に周知し全学的な情報の共有と改善を促す仕組みを確立した。

自己点検評価項目については、認証評価と合わせた形としており、①使命・目的等、②学生、③教育課程、④教員・職員、⑤経営・管理と財務、⑥内部質保証、⑦大学独自の評価としている。

内部質保証の活動を担う自己点検・評価委員会では、結果の分析と次年度への活動に向けての提案書を作成することが大切な役割であり、委員会における活動報告書の分析結果は、速やかに教授会で報告され、学長のチェックを受けている。

また、本学は自治体（四日市市）との公私協力方式で開設した大学であり、開学時の支援のみならず、開学以降も奨学金や実習施設の提供など様々な支援を受けているが、奨学金の原資が四日市市の補助金であることから、大学の運営状況等を報告し、意見交換を行う「四日市看護医療大学運営協議会」という場を設けている。四日市市の委員は、副市長、健康福祉部長、市立四日市病院事務長及び財務課長、大学側は学長（委員長）、副学長、学科長、研究科長、事務局長及び学園事務長で構成され、毎年必ず開催し、意見交換等を行っている。内容は財務的な運営状況はもとより、大学運営の方針や入学者の状況、就職の状況、留年・退学の状況、教育のあり方など様々な観点でチェックを受ける機能がある。この意味で、第三者評価機関のひとつという認識を持っており、指摘事項等を教育活動の改善・向上に役立てている。

毎年作成する年次活動報告書や3年に1度の自己点検・評価報告書は大学ホームページにて公表しており、認識を共有する仕組みとしている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では IR 課においてデータ分析を学修成果等に結びつける取り組みを試みているところである。

具体的には、入学選抜試験区分において合格者の入学後の成績（GPA）や国家試験合格率、留年・退学率などの傾向を分析し、その結果を入試方法改善に反映させようとしたが、学力入試、推薦入試、奨学生入試、社会人選抜など計 7 区分の入試において、差はほとんどなく、特色は出現しなかった。

今後も分析方法を工夫し、出席率と成績、留年・退学率、入学試験時の志望順位と成績、留年・退学率など、様々な分析を考え、大学の学生募集の向上や中退率の減少につなげ学生の資質向上に役立てていきたい。

本学は 1 学年 100 名定員の小規模大学であり、IR 機能の有効性には疑問もあるが、今後より多くの情報を一元的に管理し、より多様な分析を進めていきたいと考えている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会は適切に機能していると考えている。各部署の年次活動報告書及び 3 年に 1 度の自己点検・評価報告書の作成は、各業務の振り返りと改善策の立案に有効と考えており今後も継続していきたい。また、四日市市との大学運営協議会も継続し、様々な意見を聞きながら市と共に良い大学運営を確立していく。

IR についてはまだまだ進化中であり、職員のトレーニングが不可欠と思われるため、専門的な研修等で知識や技能を高める工夫を行っていくとともに、将来的に IR 推進委員会(仮称)などを設置し教職員が協働で課題に取り組む体制の整備も考えていきたい。

◇エビデンス（資料）

【資料 6-2-1】 四日市看護医療大学自己点検・評価委員会規程（【資料 6-1-5】に同じ）

【資料 6-2-2】 平成 29 年度 年次活動報告書

【資料 6-2-3】 平成 29 年度 自己点検・評価報告書（2015～2017）

【資料 6-2-4】 四日市看護医療大学運営協議会設置要綱（【資料 5-1-12】に同じ）

【資料 6-2-5】 入学選抜試験区分による各分析結果

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

内部質保証のため学修成果の維持・向上が重要と考えられる。本学では、ひとつにシラバスに記載されている評価基準による評価があり、科目担当教員は学期末に実施される試験によって設定した到達目標に学生がどの程度到達しているのかを厳格に査定する仕組みとしている。

また、本学は以下のアセスメントポリシーを定めHPでも公開しており、設定された各項目を意識しながら学修成果を検証している。大学にとって重要な国家試験合格率や就職率も高い水準を維持している。

	入学前・入学直後判定	単位認定・進級判定	卒業時（卒業後）判定
	アドミッションポリシーを満たす人材かどうかの検証	カリキュラム・ポリシーに則り学修が進められているかの検証	ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうかの検証
大学全体レベル	入学試験	2,4年次におけるカリキュラムの到達目標ごとの自己評価	卒業時におけるカリキュラムの到達目標ごとの自己評価
	調査書等の記載内容	修得単位数	学位授与数
	入学前教育	進級率	就職率
	PROGテスト	GPA	国家試験の合格率
		休学率	PROGテスト
		退学率	進学率
		学生生活調査	統合実習評価
			研究演習Ⅱ（卒業研究）評価
			模擬試験等の各領域の得点率
			卒業生へのアンケート調査
授業科目レベル	-	成績（講義・演習・実習）評価	
		授業評価	

その他、教務委員会が中心となり「授業評価アンケート」を実施しており、全ての授業科目について学生がアンケートに回答し、その結果が教学課で集計され科目担当の教員に知らされる仕組みとなっている。厳しい評価や個別の意見に対しては、担当教員が意見や対応策をリフレクションペーパーに記載して教学課へ提出しなければならないこととしている。アンケートという回答しやすい方法を活用することで教員への要望等が

伝わるとともに、教員からの対応を求めており、学生主体の授業を考える良い機会となっている。なお、この授業評価アンケートの結果は公開しており、学生も教員も確認することができる。

今後も学修効果を上げるために、学生の抱える問題に取り組む体制の強化を図り、課題に関する情報を収集し、PDCA サイクルを回して解決策を見出していく。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

様々な情報が、縦のライン（領域内）は比較的順調に流れている一方、横のライン（領域間）では流れないのであるので、現在対策を考え中である。

今年は、ディプロマポリシー検証策のひとつとして、卒業生に対するアンケートと就職先に対するアンケートを実施しており、大学で身に付けた知識やコミュニケーション能力などがどれだけ職場で役に立っているかを調査し、一方では就職先に対して、本学の卒業生の知識やコミュニケーション能力、接遇などがどの程度できているかを調査しているところであり、結果をこれから授業等へ反映させる工夫を講じていきたい。

◇エビデンス（資料）

【資料 6-3-1】平成 30 年度 授業評価アンケート（【資料 2-2-4】と同じ）

【資料 6-3-2】国家試験結果（3 年間）

【資料 6-3-3】就職の状況（3 年間）（エビデンス集データ編【表 2-5】と同じ）

【資料 6-3-4】PROG テスト（【資料 2-3-1】と同じ）

【資料 6-3-5】卒業生アンケート

【資料 6-3-6】就職先アンケート

[基準 6 の自己評価]

平成 24（2012）年度の大学機関別認証評価の指摘「自己点検・評価の結果を全学的に共有するとともに、その結果を教育研究はじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築するよう改善が必要である。」を受けて、同年度以降に指摘事項の改善を図った。

まず、平成 25（2013）年度から自己点検・評価の仕組み作りに取りかかり、自己点検・評価委員会から各部門単位の「年次活動報告書」の提出、その報告書に基づく問題点の洗い出し、改善方策の提言などを行うこととした。これについては毎年実施することを決定しており現在に至っている。

次に、指摘事項に基づき大学としての「自己点検・評価報告書」の作成に関しても 3 年ごとに作成することを決定し、1 年ごとの振り返りである年次活動報告書と併せて 3 年ごとの振り返りを自己点検・評価報告書で行うという効果的な制度が確立されたと考えている。

これら毎年作成する年次活動報告書や 3 年に 1 度の自己点検・評価報告書は大学 HP にて公表し認識を共有する仕組みとしており、今後も継続して行く。

また、恒常的な内部質保証の取り組みとしては、学生による「授業評価アンケート」があげられる。決められた項目と自由記述欄があり、該当の各領域や各教員へ伝えられ、文書による回答を義務付けた上で結果を公表する仕組みとなっており、授業改善等への

有効な手段として今後も継続していく。

さらに、教職員の資質の維持・向上のためのひとつの手段として「勤務評価制度」を導入した。まだ試行を経たところであり本格的な運用はこれからであるが、内容に改良を加えながら継続していきたい。

総合的な大学評価としては、平成30年度に文部科学省による「学校法人運営調査」を受けているが、本学への指導等はなく良好な結果であった。

学生の確保や大学の年度収支も良好であり経営基盤が安定し内部質保証も保たれないと認識しているが、公私協力体制の中、四日市市からの指摘等を取り入れながら、より良い大学運営を継続していく。

IV 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準A 地域社会への貢献

A-1 四日市市との公私協力体制の整備

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学は四日市市からの要請を背景に、四日市市立四日市高等看護学院の発展的解消とともに、四日市市の公的資金を受けて設置された経緯から、四日市市とは強固な協力体制が整えられている。

まず、四日市市との連携による独自の奨学金制度「四日市看護医療大学育成会奨学金」である。四日市市の補助金を原資とし、卒業後に市内の医療機関において看護職に従事しようとする強い意志を持つ学生に対して授業料相当額を4年間貸与、卒業後5年間市内の所定の医療機関に従事した場合、全額返還免除という制度を持っている。基本的に各学年30名、全体で120名がこの奨学金制度を利用している。現在の授業料は106万円であり4年間で424万円となり、総額は毎年1億2千720万円に至る。

さらに、学生の主たる実習場所として市立四日市病院や四日市市保健所の全面的な協力を得ている。市立四日市病院は救命救急センターを擁する三重県北勢部の最大の高機能急性期病院である中、実習のための受け入れ体制として、大学で修得した理論が現場での経験と結びつき、生きた知識として身につくようプログラムが組み立てられており、極めて有意義で貴重な知識の習得と経験を積むことができている。一方、病院からは本学の科目講義への講師派遣など、教鞭においても協力を得ているところである。

オープンキャンパスの際には奨学金の制度を含めた協力体制の概要を受験希望者や保護者に対して、四日市市の幹部職員から公私協力体制について説明する機会が設けられているほか、市立四日市病院では本学学生への就職説明会を独自で開催するなど、特に連携が図られている。

この他、学長をはじめ多数の教員が、四日市市をはじめ県内市町の自治体、三重県、三重県警の委員会等へ医療・保健に留まらず広範な分野で参画を続けている。

(3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

平成23(2011)年3月に開学後初の卒業生を社会に送り出して以降、育成会奨学生が毎年市立四日市病院へ就職を果たすとともに、三重県立総合医療センターや羽津医療センターなどの地域の中心的医療機関、四日市市や津市、鈴鹿市、松阪市などの自治体への就職を果たしている。今後も多くの優秀な学生が地元で活躍できるよう支援を行うとともに、四日市市のような分野における各委員会等に対し本学教員が最大限の協力をしていく。

◇エビデンス集 資料編

【資料 A-1-1】四日市看護医療大学育成会会則

【資料 A-1-2】四日市看護医療大学育成会奨学金貸与規程

A-2 看護職人材育成・生涯学習の拠点

A-2-1 訪問看護師養成研修（在宅看護研修）の実施

A-2-2 訪問看護師スキルアップ研修の実施

A-2-3 介護・看護人材育成研修の実施

A-2-4 公開講座等の実施

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

今後の高齢化社会の進展とともに在宅医療体制の要請が高まりつつある中、在宅医療の推進に欠かすことのできない訪問看護師を確保・養成するため、四日市市と協力し平成 23（2011）年度から「訪問看護師養成研修」（平成 29 年度から「在宅看護研修」へ改称）を実施、平成 26（2014）年度からは「訪問看護師スキルアップ研修」を実施している。更に、平成 28（2016）年度からは介護現場における看護職等を育成する「介護・看護人材育成研修」を実施している。

また、公開講座等の開催による地域社会への生涯学習機会の拡大を図り、看護・医療の知識等の知的財産を社会に開放し、複雑・多様化した時代にふさわしい教育プログラムを発信している。

(3) A-2 の改善・向上方策(将来計画)

今後も更に進展が続く高齢化社会で、最期を自宅で迎えたいという希望者が増加するとともに家族を自宅で看取りたいという考え方が広がるなど、在宅医療体制の充実がますます求められる中、在宅医療に対応できる看護職の養成は不可欠であることから、今後も時代のニーズにあった医療に対応できる看護職の確保・養成の一翼を担っていく。

一方、在宅医療は看護職のみでは達成できないことから、四日市市との協力のもと、訪問看護師の現状や在宅医、栄養士、介護士、ケアマネージャー等の多職種の従事者や利用者である市民が訪問看護に対してどのような意識や関わりを持っているのか、どのようなことを望んでいるのかなどを調査することにより、現状の把握と課題の抽出・分析を行い、理想の在宅医療のあり方を模索し、充実した訪問看護の体制構築に向けた研究に取り掛かったところである。

公開講座等については、今後も知的財産を社会へ開放するという観点に立ち、社会のニーズに合った内容を実施していく。

◇エビデンス集 資料編

【資料 A-2-1】訪問看護養成研修（在宅看護研修）実施実績（3年間）

【資料 A-2-2】訪問看護師スキルアップ研修実施実績（3年間）

【資料 A-2-3】介護・看護人材育成研修実施実績（3年間）

【資料 A-2-4】公開講座等実施一覧（3年間）

A-3 人的資源の提供

A-3-1 大学が持つ人的資源の地域社会への提供

(1) A-3 の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

(2) A-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

大学の人的資源を地域に還元することは、開学の経緯からも当然の責務であると考えている。

本学では、四日市市をはじめ近隣自治体および三重県等の行政機関からも各種委員会委員等への就任要請に応じ、自治体への協力を最大限行っている。

四日市市に関する就任状況は以下に示す通りである。委員就任や啓発事業への参画などがあるが、資料での提示以外にも、四日市市教育委員への就任や四日市市消防団での活動、地域への防災啓発講座の実施など様々な関わりを続けている。現在、四日市市の消防団へは教員・学生合わせて 13 名が参画している。

その他、平成 29 年度から自治体（四日市市）と協力し、認知症への理解啓発を高めるイベント「RUN TOMORROW（ラン伴）」に市職員とともに教職員と学生が自主参加しており、ランニングでタスキを繋ぐ全国縦断イベントの一翼を担う活動をしている。平成 30 年度は学生 14 名、教職員 7 名が参加、約 3 km のコースで 2 区間タスキを繋いだ。

＜各種委員会等への就任＞

平成 28 年度

	事業名	実施内容	部名
1	地域医療支援委員会	業務の遂行状況を審議するための委員会。学識経験者として学科長の豊島泰子が就任。	市立四日市病院
2	市立四日市病院倫理委員会	診療行為及び医学の研究について、倫理的配慮の検証を行う委員会に学科長の豊島泰子が就任。	市立四日市病院
3	市立四日市病院治験審査委員会	治験の実施についての諮問機関として委員会を設置。外部委員として学科長の豊島泰子が就任。	市立四日市病院
4	四日市市国民健康保険運営協議会	豊島泰子学科長が委員として参画。国民健康保険事業にかかる重要事項について審議を行う。	健康福祉部
5	四日市市地域保健運営協議会	地域保健及び保健所の運営に関する事項について学識経験者として豊島泰子が審議に参加。	健康福祉部
6	こころの健康づくり講演会	こころの健康や病気について正しい知識の普及啓発を行うボランティアとして宮崎徳子が協力。	健康福祉部
7	エイズの予防啓発	若い世代に対する啓発を行うため、複数名がボランティアとして協力。	健康福祉部
8	四日市市安心の地域医療検討委員会	地域医療推進のため医療、福祉関係者、市民等からなる場を設置。河野啓子が会長職を担当。	健康福祉部

四日市看護医療大学

9	四日市市安心の地域医療検討委員会	安心の地域医療検討委員会の部会に畠中純子が部会長を担当。	健康福祉部
10	在宅医療啓発活動補助事業審査会	在宅医療に関する市民企画の事業に対し適切性の審査を行う。畠中純子が委員長を担当。	健康福祉部
11	働く世代の健康づくり支援事業	働く世代の生活習慣病予防等のネットワーク構築について協議する場に河野啓子が就任。	健康福祉部
12	四日市市食育推進会議	食育の推進のための必要な取り組みについての協議する場に会長職として東川薰が就任。	健康福祉部
13	がん検診啓発活動事業	宮崎徳子教授と学生が様々な団体と協力しがん検診の受診啓発を企画・運営。	健康福祉部
14	四日市市開発審査会	公衆衛生部門の委員として伊藤薰准教授が担当。	都市整備部
15	看護研究の講義及び指導	看護研究を行うために准教授の萩典子が講師として講義・指導を行う。	市立四日市病院
16	訪問看護師養成事業	潜在看護師等が訪問看護に必要な知識・技術を修得するための講義を実施。	健康福祉部
17	訪問看護支援事業（スキルアップ研修）	市内訪問看護師のスキルアップを目的に四日市看護医療大学が受託し研修会を実施。	健康福祉部
18	介護・看護人材育成事業（看護職研修）	介護現場等に働く看護職員へのスキルアップやモチベーションの向上等のための研修を実施。	健康福祉部
19	市制施行120周年記念事業企画委員会	市制施行120周年にあたり、記念事業企画委員会が設置され伊藤准教授と学生1名が参画。	政策推進部
20	四日市市男女共同参画審議会委員	男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項の審議等を行う審議会の委員を日比千恵が担当。	市民文化部
21	四日市競輪等業務委託プロポーザル審査委員会	丸山学長が委員（委員長）を担当。プロポーザル方式委託先の選定審査を実施している。	商工農水部
22	四日市競輪検証委員会	丸山学長が委員長を担当。競輪事業の経営について検証評価を行い、市長へ提言等を行う。	商工農水部
23	四日市市新合理化事業計画検証検討委員会	新合理化事業計画についての検証・評価を行う委員会に地域政策研究センター長の竹下譲が担当。	環境部
24	四日市市環境保全審議会委員	環境保全及び創造に関する基本的な事項を審議するための委員会に名誉学長の河野啓子が担当。	環境部
25	都市計画審議会	丸山学長が会長を担当。都市計画決定手続きに関する審議を行う。	都市整備部
26	四日市市建築審査会	丸山学長が会長を担当。建築基準法に基づく許可に対する同意や審査請求に対する裁決等を行う。	都市整備部

四日市看護医療大学

27	四日市市営住宅 入居者選考委員会	市営住宅の入居者の選考又は選定に関する事項 を審議する委員長に東川薰教授が就任。	都市整備部
----	---------------------	---	-------

平成 29 年度

事業名	実施内容	部名
1 市制施行 120 周年記念 事業企画委員会	市制施行 120 周年にあたり事業企画委員会が設置され伊藤准教授と学生 1 名が就任。	政策推進部
2 四日市市男女共同参画 審議会委員	男女共同参画の推進に関する施策を調査、評価及び審議を行う委員を日比千恵が担当。	市民文化部
3 あさけプラザ運営 協議会	地域連携講座として健康等の分野で講座を開催する。	市民文化部
4 四日市競輪検証委員会	丸山学長が委員長を担当。競輪事業の経営について検証評価を行い市長へ提言等を行う。	商工農水部
5 四日市市新合理化事業 計画検証検討委員会	新合理化事業計画についての検証・評価を行う委員会に地域政策研究センター長の竹下謙が担当。	環境部
6 四日市市環境保全 審議会委員	環境保全及び創造に関する基本的な事項を審議するための委員会に名誉学長の河野啓子が担当。	環境部
7 都市計画審議会	丸山学長が会長を担当。都市計画決定手続きに関わる審議を行う。	都市整備部
8 四日市市建築審査会	丸山学長が会長を担当。建築基準法に基づく許可に対する同意や審査請求に対する裁決等を行う。	都市整備部
9 四日市市開発審査会	公衆衛生部門の委員として伊藤薰准教授が担当。	都市整備部
10 四日市市営住宅 入居者選考委員会	市営住宅の入居者の選考又は選定に関する事項を審議する委員長に東川薰教授が就任。	都市整備部
11 地域医療支援委員会	業務の遂行状況を審議するための委員会。学識経験者として学科長の豊島泰子が就任。	市立四日市 病院
12 市立四日市病院 倫理委員会	診療行為及び医学の研究について、倫理的配慮の検証を行う委員会に学科長の豊島泰子が就任。	市立四日市 病院
13 市立四日市病院 治験審査委員会	治験の実施についての諮問機関として委員会を設置。外部委員として学科長の豊島泰子が就任。	市立四日市 病院
14 看護研究の講義及び 指導	看護研究を行うために教授の萩典子が講師として講義・指導を行う。	市立四日市 病院
15 がん検診啓発活動事業	宮崎徳子教授と学生が様々な団体と協力しがん検診の受診啓発を企画・運営。	健康福祉部
16 働く世代の 健康づくり支援事業	働く世代の生活習慣病予防等のネットワーク構築について協議する場に河野啓子が就任。	健康福祉部
17 四日市市	食育の推進のための必要な取り組みについての	健康福祉部

四日市看護医療大学

	食育推進会議	協議する場に会長職として東川薫が就任。	
18	四日市市国民健康保険運営協議会	豊島泰子学科長が委員として参画。国民健康保険事業にかかる重要事項について審議を行う。	健康福祉部
19	四日市市地域保健運営協議会	地域保健及び保健所の運営に関する事項について学識経験者として豊島泰子が審議に参加。	健康福祉部
20	こころの健康づくり講演会	こころの健康や病気について正しい知識の普及啓発を行うボランティアとして宮崎徳子が協力。	健康福祉部
21	エイズの予防啓発	若い世代に対する啓発を行うため、複数名がボランティアとして協力。	健康福祉部
22	看護職向け在宅看護研修（初級コース）	潜在看護師等が訪問看護に必要な基本的な知識・技術を修得する講義を実施。	健康福祉部
23	訪問看護支援事業（スキルアップ研修）	市内訪問看護師のスキルアップを目的に四日市看護医療大学が受託し研修会を実施。	健康福祉部
24	四日市市安心の地域医療検討委員会	地域医療推進のため医療、福祉関係者、市民等からなる場を設置。河野啓子が会長職を担当。	健康福祉部
25	在宅医療啓発活動補助事業審査会	在宅医療に関する市民企画の事業の適切性の審査を行う。畠中純子が委員長を担当。	健康福祉部
26	介護・看護人材育成事業（看護職研修）	介護現場等に働く看護職員への技術アップや意欲向上のための研修を実施。	健康福祉部

平成 30 年度

	事業名	実施内容	部名
1	四日市市男女共同参画審議会委員	男女共同参画の推進に関する施策を調査、評価及び審議を行う委員を日比千恵が担当。	市民文化部
2	あさけプラザ運営協議会	地域連携講座として健康等の分野で講座を開催する。	市民文化部
3	あさけプラザコミュニティケア実習	あさけプラザで看護専門職の活動内容について考えるための実習を行った。	市民文化部
4	四日市競輪検証委員会	丸山学長が委員長を担当。競輪事業の経営について検証評価を行い市長へ提言等を行う。	商工農水部
5	四日市市新合理化事業計画検証検討委員会	新合理化事業計画についての検証・評価を行う委員会に地域政策研究センター長の竹下謙が担当。	環境部
6	四日市市環境保全審議会委員	環境保全及び創造に関する基本的な事項を審議するための委員会に名誉学長の河野啓子が担当。	環境部
7	都市計画審議会	丸山学長が会長を担当。都市計画決定手続きに関わる審議を行う。	都市整備部
8	四日市市建築審査会	丸山学長が会長を担当。建築基準法に基づく許可に対する同意や審査請求に対する裁決等を行う。	都市整備部

四日市看護医療大学

9	四日市市開発審査会	公衆衛生部門の委員として伊藤薫准教授が担当。	都市整備部
10	四日市市営住宅 入居者選考委員会	市営住宅の入居者の選考又は選定に関する事項を審議する委員長に東川薫教授が就任。	都市整備部
13	地域医療支援委員会	業務の遂行状況を審議するための委員会。学識経験者として学科長の豊島泰子が就任。	市立四日市 病院
14	市立四日市病院 倫理委員会	診療行為及び医学の研究について、倫理的配慮の検証を行う委員会に学科長の豊島泰子が就任。	市立四日市 病院
15	市立四日市病院 治験審査委員会	治験の実施についての諮問機関として委員会を設置。外部委員として学科長の豊島泰子が就任。	市立四日市 病院
16	看護研究の講義及び 指導	看護研究を行うために教授の萩典子が講師として講義・指導を行う。	市立四日市 病院
17	市立四日市病院臨床研 修管理委員会	卒後臨床研修の円滑な実施を図るため設置され、副学長の水野正延が参画。	市立四日市 病院
18	がん検診啓発活動事業	宮崎徳子教授と学生が様々な団体と協力しがん検診の受診啓発を企画・運営。	健康福祉部
19	働く世代の 健康づくり支援事業	働く世代の生活習慣病予防等のネットワーク構築について協議する場に河野啓子が就任。	健康福祉部
20	四日市市 食育推進会議	食育の推進のための必要な取り組みについての協議する場に会長職として東川薫が就任。	健康福祉部
21	四日市市国民健康保険 運営協議会	豊島泰子学科長が委員として参画。国民健康保険事業にかかる重要事項について審議を行う。	健康福祉部
22	四日市市地域保健 運営協議会	地域保健及び保健所の運営に関する事項について学識経験者として豊島泰子が審議に参加。	健康福祉部
23	こころの健康づくり 講演会	こころの健康や病気について正しい知識の普及啓発を行うボランティアとして宮崎徳子が協力。	健康福祉部
24	エイズの予防啓発	若い世代に対する啓発を行うため、複数名がボランティアとして協力。	健康福祉部
25	訪問看護師養成事業	潜在看護師等が訪問看護に必要な知識・技術を修得することを目的に講義を実施。	健康福祉部
26	訪問看護支援事業 (スキルアップ 研修)	市内訪問看護師のスキルアップを目的に四日市看護医療大学が受託し研修会を実施。	健康福祉部
27	四日市市安心の地域医 療検討委員会	地域医療推進のため医療、福祉関係者、市民等からなる場を設置。河野啓子が会長職を担当。	健康福祉部
28	在宅医療啓発活動 補助事業審査会	在宅医療に関する市民企画の事業の適切性の審査を行う。畠中純子が委員長を担当。	健康福祉部
29	介護・看護人材育成事 業 (看護職研修)	介護現場等に働く看護職員への技術アップや意欲向上のための研修を実施。	健康福祉部

30	四日市市総合計画策定 検討会議	次期総合計画の「健康・医療・福祉・人権」分野 に伊藤准教授がアドバイザーとして就任。	政策推進部
----	--------------------	---	-------

<RUN TOMORROW（ラン伴）参加者>

平成 29 年度 学生 23 名、教職員 7 名、ランナー補助 3 名

平成 30 年度 学生 14 名、教職員 7 名、ランナー補助 3 名

◇エビデンス集

【資料 A-3-1】RUN TOMORROW（ラン伴）案内

(2) A-3 の改善・向上方策(将来計画)

大学と地域社会との連携を維持し強化していくため、地域社会が大学に求めていることを十分認識し、単なる専門教育を行う場に留まらず、地域社会において不可欠な存在となるよう自治体とも連携を深めながら更に相互協力を進めていく。

〔基準 A の自己評価〕

公私協力体制にて設置された大学であるという認識は浸透しており、全ての教職員が自治体と協力しようとする意識を高く持ち、それぞれ持つ知識や能力を地域貢献という形で社会へ還元していこうとする認識は十分高まってきていると判断している。

四日市市から育成会奨学金（補助金）制度をはじめ、実習施設の提供、講師の派遣等を受ける一方、本学から看護の人材育成や生涯学習、各種委員就任に基づく学識経験の提供等を行うという相互協力体制も良好な形で継続している。

今後も大学が地域発展のため不可欠な存在であると自治体や地域住民の方々から評価されるよう、今後も地域や地元自治体との連携を深める中で、地域貢献のより良いあり方を探求しながらその役割を果たしていく。

V 特記事項

自治体への公務員輩出率

本学は「公私協力方式」で四日市市の支援を受け設立された大学であり、地域社会への貢献を重要視していることから、より地域貢献度が高いと考えられる市立四日市病院をはじめとする公務員（看護師、保健師、助産師）の就職率を高水準で確保していくことを目標としている。

具体的には、就職者の平均 40%を水準に公務員として地域社会へ輩出していくことを常に意識しており、その目標は達成されていると判断している。

公務員就職数及び就職率（直近 7 年間）

卒業年	就職者数	公務員数	割合%	備考
2013	71	29	40.8	市立四日市病院、あいち小児保健医療センター、小牧市民病院、三重県、名張市ほか
2014	109	37	33.9	市立四日市病院、名古屋市立東部医療センター、亀山市立医療センター、朝日町ほか
2015	104	39	37.5	市立四日市病院、松阪市民病院、市立伊勢総合病院、豊橋市民病院、小牧市民病院ほか
2016	111	52	46.8	市立四日市病院、松阪市民病院、岡崎市民病院、春日井市民病院、市立恵那病院、三重県ほか
2017	109	47	43.1	市立四日市病院、一宮市立市民病院、半田市立半田病院、松阪市民病院、津市、松阪市ほか
2018	100	47	47.0	市立四日市病院、三重県立総合医療センター、市立伊勢総合病院、一宮市、飛島村ほか
2019	103	44	42.7	市立四日市病院、三重県立総合医療センター、小牧市民病院、津市、朝日町ほか

計	707	295	41.7	
---	-----	-----	------	--

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
○	本学の目的は学則第1条に規定している。	1-1
○	本学の学部は学則第4条に規定している。また、大学院は大学院学則第4条においてそれぞれ規定している。	1-2
○	修業年限は学則第8条に規定している。	3-1
—	該当なし	3-1
—	該当なし	3-1
○	入学資格については学則第11条に規定し、厳格に運用している。	2-1
○	学長、教授そのほかの教員、事務職員については学則第53条、第53条の2、第54条に規定している。	3-2 4-1 4-2
○	教授会については学則第56条及び「四日市看護医療大学教授会規程」に規定している。	4-1
○	学位の授与については学則第37条及び「四日市看護医療大学学位規程」に規定している。	3-1
○	履修証明プログラムの制度を有し毎年募集している。	3-1
—	該当なし	2-1
○	自己点検・評価については学則第2条及び「四日市看護医療大学自己点検・評価委員会」により規定している。また、認証評価は7年に1度受審している。	6-2
○	教育研究活動は公式サイトにおいて公表している。	3-2
○	学則第53条に規定している。	4-1 4-3
—	該当なし	2-1
—	該当なし	2-1

学校教育法施行規則

遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
○	学則記載事項について、第3章で学年、学期及び休業日について、第6章で教育課程及び履修方法等、学習の評価について、第7章で	3-1 3-2

四日市看護医療大学

		休学、転学、留学、退学及び除籍について、第8章で卒業及び学位について、第9章で賞罰、第11章で検定料、入学会員料、授業料等について、それぞれ規定している。	
第24条	○	「学籍簿」「個人成績表」「健康診断結果」により保存および管理をしている。	3-2
第26条 第5項	○	学生に対する懲戒の手続きについては、学則第39条に規定し厳格に運用している。	4-1
第28条	○	備えるべき表簿については管轄部署において作成し、保管管理している。	3-2
第143条	—	該当なし	4-1
第146条	—	該当なし	3-1
第147条	—	該当なし	3-1
第148条	○	在学期限については学則第9条に規定している。	3-1
第149条	—	該当なし	3-1
第150条	○	入学資格については学則第11条に規定している。	2-1
第151条	—	該当なし	2-1
第152条	○	自己点検・評価については学則第2条および「四日市看護医療大学自己点検・評価委員会」により規定し、実施している。	2-1
第153条	—	該当なし	2-1
第154条	—	該当なし	2-1
第161条	—	該当なし	2-1
第162条	—	該当なし	2-1
第163条	○	学年は学則第5条において、学期は学則第6条においてそれぞれ規定している。	3-2
第164条	○	基準時間(120時間)を履修する内容となっている。	3-1
第165条の2	○	それぞれディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーとして規定している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	自己点検・評価に用いる評価基準、項目及び評価の視点については、日本高等教育評価機構が定める評価基準を用いて実施している。	6-2
第172条の2	○	教育研究活動は公式サイトにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	卒業証書については学則第37条に規定されており、学位記として授	3-1

		与する。	
第 178 条	—	該当なし	2-1
第 186 条	—	該当なし	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	設置基準を遵守している。	6-2 6-3
第 2 条	○	学部、学科の教育目的は学則第 1 条に規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜は「四日市看護医療大学入試委員会規程」に則り、厳格に実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	各委員会は教員と職員により組織され、教職協働により運営している。	2-2
第 3 条	○	大学設置基準に則って組織されている。	1-2
第 4 条	○	大学設置基準に則って組織されている。	1-2
第 5 条	—	該当なし	1-2
第 6 条	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教員組織は大学設置基準を満たす内容で運営している。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目はその内容により適切に担当教員を配置し、開講している。	3-2 4-2
第 11 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 12 条	○	本学の専任教員はすべての教員が本学のみの専任教員である。	3-2 4-2
第 13 条	○	本学の専任教員数は基準 4-2-1 で述べたとおり、大学設置基準を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	本学の学長は、その履歴、業績を理事会において審議され学長として認められたものである。	4-1
第 14 条	○	教授の資格については大学設置基準に基づき、「四日市看護医療大学専任教員等任用基準」に規定している。	3-2 4-2
第 15 条	○	准教授の資格については大学設置基準に基づき、「四日市看護医療大学専任教員等任用基準」に規定している。	3-2 4-2
第 16 条	○	講師の資格については大学設置基準に基づき、「四日市看護医療大学専任教員等任用基準」に規定している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	助教の資格については大学設置基準に基づき、「四日市看護医療大学専任教員等任用基準」に規定している。	3-2

四日市看護医療大学

		大学専任教員等任用基準」に規定している。	4-2
第 17 条	○	助手の資格については大学設置基準に基づき、「四日市看護医療大学専任教員等任用基準」に規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	大学設置基準に基づき、適切に定められている。	2-1
第 19 条	○	教育課程は本学の教育目的、カリキュラムポリシーに基づき適切に編成している。	3-2
第 20 条	○	学部学科における教育課程は学則第 6 章教育課程及び履修方法等の各条において適切に定められている。	3-2
第 21 条	○	単位の計算方法は学則第 20 条に規定している。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間は学則第 21 条に規定している。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業は、学則第 20 条の計算方法により必要な時間数を実施している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は授業の内容によって適切に構成されている。	2-5
第 25 条	○	授業は講義、演習、実習の併用により行っている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	成績評価基準等の明示等については、入学時に学生に配布するシラバスに明記している。	3-1
第 25 条の 3	○	教育内容等の改善のための組織的な研修等については、FD 委員会がその内容を審議し、FD・SD 研修を適切に実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	○	単位の授与については学則第 22 条に規定され、適切に運用している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修単位の上限については、入学時に学生に配布する学生便覧・シラバスに明記し、指導している。	3-2
第 28 条	○	他の大学または短期大学における授業科目の履修等については学則第 24 条に規定している。また 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修については、学則第 25 条に規定している。また 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定については学則第 26 条に規定している。また 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	○	科目等履修生については学則第 41 条及び「四日市看護医療大学科目等履修生規則」に規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件については学則第 27 条に規定している。	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1

四日市看護医療大学

第 34 条	<input type="radio"/>	本学の校地は基準 2-5-1 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5
第 35 条	<input type="radio"/>	本学の運動場は基準 2-5-1 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5
第 36 条	<input type="radio"/>	本学の校舎施設は基準 2-5-1 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条	<input type="radio"/>	本学の校地面積は基準 2-5-2 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	<input type="radio"/>	本学の校舎面積は基準 2-5-2 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	<input type="radio"/>	図書館の資料及び図書館については基準 2-5-2 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5
第 39 条	—	該当なし	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条	<input type="radio"/>	機械、器具等については基準 2-5-2 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条の 3	<input type="radio"/>	教育研究環境の整備については基準 2-5-2 及び基準 4-4-4 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	<input type="radio"/>	大学等の名称については本学の建学の精神、目的を現した明確な名称となっている。	1-1
第 41 条	<input type="radio"/>	事務組織については教学において必要な組織を配置している。	4-1 4-3
第 42 条	<input type="radio"/>	厚生補導の組織として教育推進・学生支援センターを置いている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	<input type="radio"/>	社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制として基準 2-3-3 で述べたとおり学生を支援している。	2-3
第 42 条の 3	<input type="radio"/>	研修の機会等について、SD 研修または外部機関が開催する研修を積極的に活用し、能力及び資質の向上を図っている。	4-3
第 43 条	—	該当なし	3-2
第 44 条	—	該当なし	3-1
第 45 条	—	該当なし	3-1
第 46 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし	2-5
第 48 条	—	該当なし	2-5
第 49 条	—	該当なし	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし	3-2

四日市看護医療大学

第 49 条の 3	—	該当なし	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし	4-2
第 57 条	—	該当なし	1-2
第 58 条	—	該当なし	2-5
第 60 条	—	該当なし	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与の要件は学則第 37 条および「四日市看護医療大学 学位規程」に規定している。	3-1
第 10 条	○	専攻分野の名称については、学位規程に規定している。	3-1
第 13 条	○	論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関して必要な事項については学生便覧・シラバスに明記している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	○	役員については基準 5-2 で述べたとおり適切に運営している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については基準 5-2 で述べたとおり適切に運営している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務については基準 5-2、基準 5-3-1 及び基準 5-3-2 で述べたとおり適切に運営している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については基準 5-2 で述べたとおり適切に実施している。	5-2
第 39 条	○	本学園の監事は、本学の理事、評議員又は学校法人の職員をかねておらず、適切に運営している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、「学校法人暁学園 寄附行為第 12 条」に規定している。	5-2
第 41 条	○	評議員会については基準 5-2、基準 5-3-1 及び基準 5-3-2 で述べたとおり適切に運営している。	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項は「学校法人暁学園 寄附行為第 24 条」に規定され、適切に運用している。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等として「学校法人暁学園 寄附行為第 25 条」に規定され、適切に運用している。	5-3
第 44 条	○	評議員会の選任については「学校法人暁学園 寄附行為第 26 条」に規定され、適切に運用している。	5-3
第 45 条	○	寄附行為変更については法に基づき適切に申請または届出してい	5-1

四日市看護医療大学

		る。	
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告については基準 5-2 で述べたとおり適切に実施している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については「学校法人暁学園 寄附行為第 38 条」に規定され、適切に運用している。	5-1
第 48 条	○	会計年度は「学校法人暁学園 寄附行為第 40 条」に規定され、適切に運用している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	本大学院の目的は大学院学則第 1 条に規定している。	1-1
第 100 条	○	本大学院の研究科は大学院学則第 4 条に規定している。	1-2
第 102 条	○	本大学院の入学資格は大学院学則第 13 条に規定している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	本大学院の入学資格は大学院学則第 13 条に規定している。	2-1
第 156 条	—	該当なし	2-1
第 157 条	—	該当なし	2-1
第 158 条	—	該当なし	2-1
第 159 条	—	該当なし	2-1
第 160 条	—	該当なし	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	設置基準を遵守している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	研究科の教育目的は大学院学則第 1 条に規定している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者選抜は大学院学則第 15 条に則り厳格に実施している。	2-1
第 1 条の 4	○	看護学研究科の組織は教員と職員の教職協働により適切に運営している。	2-2
第 2 条	○	本大学院の課程は大学院学則第 4 条に規定している。	1-2
第 2 条の 2	○	本大学院は教育方法の特例として大学院学則第 27 条に規定している。	1-2
第 3 条	○	本大学院の修業年限は大学院学則第 9 条に規定している。	1-2

四日市看護医療大学

第 4 条	—	該当なし	1-2
第 5 条	○	本大学院の研究科は大学院学則第 5 条に規定している。	1-2
第 6 条	○	本大学院の専攻は大学院学則第 5 条に規定している。	1-2
第 7 条	○	必要な教員数を満たしている。	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院の教員は学部の教員が兼任し、必要な教員を置いている。	3-2 4-2
第 9 条	○	設置基準に定める資格を有する教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	本大学院の収容定員は大学院学則第 5 条に規定している。	2-1
第 11 条	○	教育上の目的を達成するため体系的に教育課程が編成されている。	3-2
第 12 条	○	大学院の教育の方法及び授業科目は大学院学則第 18 条および別表 1 に規定している。	2-2 3-2
第 13 条	○	研究指導は設置基準に定める資格を有する教員が行っている。	2-2 3-2
第 14 条	○	教育方法の特例については大学院学則第 27 条に規定している。	3-2
第 14 条の 2	○	成績評価基準等の明示等についてはシラバス、学生便覧により明示されている。	3-1
第 14 条の 3	○	教育内容等の改善のための組織的な研修等については、FD 担当者会議がその内容を審議し、適切に実施している。	3-3 4-2
第 15 条	○	大学院学則に規定し、適切に準用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	修了要件については大学院学則第 38 条に規定されている。	3-1
第 17 条	—	該当なし	3-1
第 19 条	○	学内施設等については基準 2-5-2 で述べたとおり、大学院設置基準を満たしている。	2-5
第 20 条	○	機械、器具等については学部と共有しており、基準 2-5-2 で述べたとおり、大学院設置基準を満たしている。	2-5
第 21 条	○	図書等の資料および図書館については基準 2-5-2 で述べたとおり大学院設置基準を満たしている。	2-5
第 22 条	○	学内施設等については学部と共有している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし	2-5

四日市看護医療大学

第 22 条の 3	<input type="radio"/>	教育研究環境は共有部分が多いため、大学全体の計画により順に整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	<input type="radio"/>	研究科の名称は大学院の教育目的を現した明確な名称となってい る。	1-1
第 23 条	—	該当なし	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし	2-5
第 29 条	—	該当なし	2-5
第 31 条	—	該当なし	3-2
第 32 条	—	該当なし	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	—	該当なし	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし	4-2
第 42 条	<input type="radio"/>	大学院の事務は事務局が担っている。	4-1 4-3
第 43 条	<input type="radio"/>	研修の機会等について、SD 研修または外部機関が開催する研修を積極的に活用し、能力及び資質の向上を図っている。	4-3
第 45 条	—	該当なし	1-2
第 46 条	—	該当なし	2-5 4-2

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	<input type="radio"/>	学位の授与については大学院学則第 41 条に規定している。	3-1
第 4 条	—	該当なし	3-1
第 5 条	<input type="radio"/>	学位授与に係る審査は本学の教員が行っている。	3-1
第 12 条	—	該当なし	3-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人曉学園寄附行為 学校法人曉学園寄附行為施行規則	
【資料 F-2】	大学案内	
	四日市看護医療大学大学案内 四日市看護医療大学大学院案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	四日市看護医療大学学則 四日市看護医療大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2019 四日市看護医療大学学生募集要項 2019 四日市看護医療大学社会人特別選抜学生募集要項 2019 四日市看護医療大学大学院学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 31 年度四日市看護医療大学学生便覧 平成 31 年度四日市看護医療大学大学院学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2019 年度事業計画書（学校法人曉学園）	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 30 年度事業報告書（学校法人曉学園）	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	（資料名タイトルに同じ）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人曉学園規程集（目次） 四日市看護医療大学規程集（目次） 四日市看護医療大学大学院規程集（目次）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人実態調査表（令和元年度）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類（平成 26 年度から 30 年度） 監査報告書（平成 26 年度から 30 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	平成 31 年度四日市看護医療大学履修要綱・シラバス 平成 31 年度四日市看護医療大学大学院履修要領・シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	アドミッション・ポリシー カリキュラム・ポリシー ディプロマ・ポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	四日市看護医療大学【認可】設置に係る設計計画履行状況報告書 (学校法人曉学園平成 22 年 5 月 1 日現在) 四日市看護医療大学大学院看護学研究科【認可】設置に係る設計計画履行状況報告書（学校法人曉学園平成 24 年 5 月 1 日現在）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成 27 年 12 月 9 日貴学の改善報告等に対する審査の結果 (日本高等教育評価機構)	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	四日市看護医療大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-2】	四日市看護医療大学大学院学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-3】	四日市看護医療大学学生便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-4】	四日市看護医療大学大学院学生便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-5】	四日市看護医療大学大学案内	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-1-6】	四日市看護医療大学大学院案内	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-1-7】	四日市看護医療大学ホームページ（教育目的等抜粋）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	四日市看護医療大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-2-2】	四日市看護医療大学大学院学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-2-3】	四日市看護医療大学学生便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-2-4】	四日市看護医療大学大学院学生便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-2-5】	地域研究機構設置規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	四日市看護医療大学学生募集要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-2】	社会人等特別選抜学生募集要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-3】	四日市看護医療大学大学院学生募集要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-4】	四日市看護医療大学入試委員会規程	
【資料 2-1-5】	四日市看護医療大学教授会規程	
【資料 2-1-6】	四日市看護医療大学看護学研究科委員会規程	
【資料 2-1-7】	四日市看護医療大学育成会奨学金	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	四日市看護医療大学教育推進・学生支援センター規程	
【資料 2-2-2】	シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-2-3】	平成 30 年度 学生生活調査	
【資料 2-2-4】	平成 30 年度 授業評価アンケート	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	PROG テスト	
【資料 2-3-2】	カリフォルニア州立大学ロングビーチ校との学術交流に関する協定書	
【資料 2-3-3】	平成 31 年度 国家試験対策行事予定表	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	アドバイザーの手引き	
【資料 2-4-2】	ハラスメント相談員一覧	
【資料 2-4-3】	四日市看護医療大学育成会奨学金	【資料 2-1-11】に同じ
2-5. 学修環境の整備		

【資料 2-5-1】	図書館規程	
【資料 2-5-2】	図書館利用規則	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	平成 30 年度 学生生活調査	【資料 2-2-3】に同じ
【資料 2-6-2】	平成 30 年度 授業評価アンケート	【資料 2-2-4】に同じ
【資料 2-6-3】	四日市看護医療大学緊急支援奨学金給付規程	
【資料 2-6-4】	季刊誌「オレンジの風」（平成 30 年度発行）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	学生便覧（学部）	【資料 F-5】に同じ
【資料 3-1-2】	学生便覧（大学院）	【資料 F-5】に同じ
【資料 3-1-3】	四日市看護医療大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-1-4】	四日市看護医療大学大学院学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-1-5】	四日市看護医療大学教授会規程	【資料 2-1-5】に同じ
【資料 3-1-6】	四日市看護医療大学大学院研究科委員会規程	【資料 2-1-6】に同じ
【資料 3-1-7】	四日市看護医療大学学院長期履修規程	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	学生便覧（学部）	【資料 F-5】に同じ
【資料 3-2-2】	学生便覧（大学院）	【資料 F-5】に同じ
【資料 3-2-3】	シラバス（学部）	【資料 F-12】に同じ
【資料 3-2-4】	シラバス（大学院）	【資料 F-12】に同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	平成 30 年度 大学就職進路先一覧	
【資料 3-3-2】	平成 30 年度 授業評価アンケート	【資料 2-2-4】に同じ
【資料 3-3-3】	平成 30 年度 研究環境評価調査	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	四日市看護医療大学運営委員会規程	
【資料 4-1-2】	四日市看護医療大学教育推進・学生支援センター規程	【資料 2-2-1】に同じ
【資料 4-1-3】	四日市看護医療大学副学長に関する規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	四日市看護医療大学教員人事審議会規程	
【資料 4-2-2】	四日市看護医療大学専任教員採用選考規程	
【資料 4-2-3】	四日市看護医療大学専任教員昇任審査規程	
【資料 4-2-4】	四日市看護医療大学看護学部専任教員昇任資格審査基準細則	
【資料 4-2-5】	四日市看護医療大学教職員勤務評価実施要項	
【資料 4-2-6】	四日市看護医療大学教職員勤務評価手順	

4-3. 職員の研修	
【資料 4-3-1】	四日市看護医療大学スタッフディベロップメント規程
4-4. 研究支援	
【資料 4-4-1】	平成 30 年度 学生生活調査
【資料 4-4-2】	四日市看護医療大学研究倫理規程
【資料 4-4-3】	四日市看護医療大学研究倫理審査要領
【資料 4-4-4】	四日市看護医療大学研究活動に係る不正防止に関する規程
【資料 4-4-5】	四日市看護医療大学公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程
【資料 4-4-6】	四日市看護医療大学公的研究費の管理・監査のガイドライン
【資料 4-4-7】	四日市看護医療大学個人研究費取扱内規
【資料 4-4-8】	四日市看護医療大学特別研究費取扱規程
【資料 4-4-9】	地域研究機構設置規程
【資料 4-4-10】	宮崎徳子研究奨励金内規
【資料 4-4-11】	四日市看護医療大学外部資金に係る間接経費取扱規程
【資料 4-4-12】	四日市看護医療大学共同研究取扱規程
【資料 4-4-13】	四日市看護医療大学受託研究取扱規程
【資料 4-4-14】	四日市看護医療大学公的研究費取扱規程

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人曉学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-1-2】	学校法人曉学園寄附行為施行規則	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-1-3】	学校法人曉学園組織規程	
【資料 5-1-4】	学校法人曉学園事務分掌規程	
【資料 5-1-5】	学校法人曉学園公益通報者保護規程	
【資料 5-1-6】	学校法人曉学園経理規程	
【資料 5-1-7】	学校法人曉学園資金運用管理規程	
【資料 5-1-8】	学校法人曉学園私立学校法に基づく財務情報公開閲覧規程	
【資料 5-1-9】	学校法人曉学園第 7 次中期経営計画	
【資料 5-1-10】	四日市看護医療大学運営委員会規程	【資料 4-1-1】に同じ
【資料 5-1-11】	四日市看護医療大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 5-1-12】	四日市看護医療大学運営協議会設置要綱	
【資料 5-1-13】	四日市看護医療大学環境方針	
【資料 5-1-14】	四日市看護医療大学ハラスメント対策ガイドライン	
【資料 5-1-15】	四日市看護医療大学ハラスメント対策委員会規程	
【資料 5-1-16】	四日市看護医療大学安全衛生委員会規程	
【資料 5-1-17】	四日市看護医療大学防災計画（防火・防災共通）	
【資料 5-1-18】	四日市看護医療大学防災マニュアル（防火・防災共通）	

5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人曉学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-2-2】	学校法人曉学園寄附行為施行規則	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-2-3】	学校法人曉学園理事及び監事名簿	
【資料 5-2-4】	学校法人曉学園理事会開催状況表	
【資料 5-2-5】	学校法人曉学園評議員会開催状況表	
【資料 5-2-6】	学校法人曉学園常任理事会名簿	
【資料 5-2-7】	学校法人曉学園常任理事会開催状況表	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	四日市看護医療大学運営委員会規程	【資料 4-1-1】に同じ
【資料 5-3-2】	学校法人曉学園内部監査規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	平成 30 年度 学校法人曉学園事業計画	
【資料 5-4-2】	平成 30 年度 学校法人曉学園予算編成について	
【資料 5-4-3】	学校法人曉学園第 7 次中期経営計画	【資料 5-1-9】に同じ
【資料 5-4-4】	計算書類（5 年間）	【資料 F-11】に同じ
【資料 5-4-5】	平成 30 年度 学校法人曉学園財産目録	
【資料 5-4-6】	平成 31 年度 学校法人曉学園予算書	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	平成 30 年度 監事による監査報告書	【資料 F-11】に同じ
【資料 5-5-2】	学校法人曉学園経理規程	【資料 5-1-6】に同じ
【資料 5-5-3】	四日市看護医療大学研究費のハンドブック	
【資料 5-5-4】	学校法人曉学園内部監査規程	【資料 5-3-2】に同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	学校法人曉学園第 7 次中期経営計画	【資料 5-1-9】に同じ
【資料 6-1-2】	四日市看護医療大学組織図	
【資料 6-1-3】	四日市看護医療大学運営委員会規程	【資料 4-1-1】に同じ
【資料 6-1-4】	四日市看護医療大学教授会規程	【資料 2-1-5】に同じ
【資料 6-1-5】	四日市看護医療大学自己点検・評価委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	四日市看護医療大学自己点検・評価委員会規程	【資料 6-1-5】に同じ
【資料 6-2-2】	平成 29 年度 年次活動計画報告書	
【資料 6-2-3】	平成 29 年度 自己点検・評価報告書（2015～2017）	
【資料 6-2-4】	四日市看護医療大学運営協議会設置要綱	【資料 5-1-12】に同じ
【資料 6-2-5】	入学選抜試験区分による各分析結果	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	平成 30 年度 授業評価アンケート	【資料 2-2-4】に同じ

【資料 6-3-2】	国家試験結果（3年間）	
【資料 6-3-3】	就職の状況（3年間）	
【資料 6-3-4】	PROGテスト	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 6-3-5】	卒業生アンケート	
【資料 6-3-6】	就職先アンケート	

基準 A. 地域社会への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 四日市市との公私協力体制の整備		
【資料 A-1-1】	四日市看護医療大学育成会会則	
【資料 A-1-2】	四日市看護医療大学育成会奨学金貸与規程	
A-2. 看護職人材育成・生涯学習の拠点		
【資料 A-2-1】	訪問看護養成研修（在宅看護研修）実施実績（3年間）	
【資料 A-2-2】	訪問看護スキルアップ研修実施実績（3年間）	
【資料 A-2-3】	介護・看護人材育成研修実施実績（3年間）	
【資料 A-2-4】	公開講座等実施実績（3年間）	
A-3. 人的資源の提供		
【資料 A-3-1】	RUN TOMORROW（ラン伴）案内	